

ディスクロージャー誌

2025

令和6年度【令和6年4月1日から令和7年3月31日まで】

淡路日の出農業協同組合

住 所 兵庫県淡路市志筑 3112-14

電 話 0799-62-6200(代)

目 次

ごあいさつ	1
1. 経営理念	2
2. 経営方針	3
3. 経営管理体制	3
4. 事業の概況（令和6年度）	4
5. 協同活動ハイライト（令和6年度）	10
6. 農業振興活動	14
7. 地域貢献活動	15
8. リスク管理の状況	19
9. 自己資本の状況	23
10. 主な事業の内容	24
【JAの概要】	
1. 沿革・あゆみ	34
2. 機構図	35
3. 組合員数	36
4. 組合員組織の状況	36
5. 地区一覧	36
6. 役員構成（役員一覧）	37
7. 職員数	37
8. 事務所の名称および所在地	38
9. 特定信用事業代理業者の状況	39
【経営資料】	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表	42
2. 損益計算書	44
3. 注記表	46
4. 剰余金処分計算書	67
5. 財務諸表の正確性等にかかる確認	68
6. 部門別損益計算書	69
7. 独立監査人の監査報告書	70
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	72
2. 利益総括表（信用事業）	73
3. 資金運用収支の内訳	73
4. 受取・支払利息の増減額	74
III 事業の概況	
1. 信用事業	75
（1）貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
（2）貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	
⑪ 貸出金償却の額	
（3）内国為替取扱実績	
（4）有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
（5）有価証券等の時価情報等	

① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	
2. 共済事業	82
(1) 長期・年金共済契約高・保有契約高	
(2) 医療系共済の共済金額保有高	
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 購買事業	84
(1) 買取購買品（生産資材）取扱実績	
(2) 買取購買品（生活物資）取扱実績	
4. 販売事業	84
(1) 受託販売品取扱実績	
5. 保管事業	85
6. 福祉事業	85
7. 利用事業	85
8. 農業経営事業（畜産センター事業および野菜栽培）	86
9. 御食菜采館事業	86
10. 花さじき直売事業	86
11. 指導事業	86
12. レンタル事業	86
IV 経営諸指標	
1. 利益率	87
2. 貯貸率・貯証率	87
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	88
2. 自己資本の充実度に関する事項	90
3. 信用リスクに関する事項	95
4. 信用リスク削減手法に関する事項	102
5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	104
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	105
7. CVAリスクに関する事項	105
8. マーケット・リスクに関する事項	105
9. オペレーションリスクに関する事項	105
10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	106
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	108
12. 金利リスクに関する事項	108
VI 連結情報	
1. グループの概況	111
(1) グループの事業系統図	
(2) 子会社等の状況	
(3) 連結事業概況（令和6年度）	
(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
(5) 連結貸借対照表	
(6) 連結損益計算書	
(7) 連結剰余金計算書	
(8) 連結キャッシュ・フロー計算書(間接法)	
(9) 連結注記表	
(10) 農協法に基づく開示債権	
(11) 連結事業年度の事業別経常収益等	
2. 連結自己資本の充実の状況	146
(1) 自己資本の構成に関する事項	
(2) 自己資本の充実度に関する事項	
(3) 信用リスクに関する事項	
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	
(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	

7. CVAリスクに関する事項	163
8. マーケット・リスクに関する事項	163
9. オペレーションリスクに関する事項	163
10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	163
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	164
12. 金利リスクに関する事項	165
法定開示項目掲載ページ一覧	166

ごあいさつ



平素は、当JA事業に対しまして、格別のご理解とご支援、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、世界経済は、インフレの落ち着きによる実質所得の持ち直しを背景に底堅い成長を維持しています。ただ、ウクライナ危機の長期化に伴う穀物価格の高騰や、エネルギー価格の上昇は、世界全体に深刻な影響を及ぼしています。さらに、今年1月に誕生した第2次トランプ政権は追加関税など保護主義的な政策を実施しており、今後の世界経済はきわめて不確実性が高い状況となっています。また、日本経済も、国際的な原材料価格の動向や天候不順等がインフレへ拍車をかけており、私たちの日常生活に大きな影響を及ぼしています。その一方で、今年に入り、大企業を中心に賃金の引き上げが行われており、深刻化する人材不足に対応するため、さらなる人材確保につなげる動きが活発化しています。

農政・農業面では、昨年政府は、今後の農業・農村の基本方針を示す、食料・農業・農村基本法を改正し、食料安全保障を基本理念の柱として位置づけました。さらに、今年度から新たな農政の実現に向けた施策を具体化させるため、食料・農業・農村基本計画が策定されました。一方、当JA管内では、少子高齢化に伴う農業者人口の減少・耕作放棄地の増加・担い手不足に加えて、地域経済における人材不足も拍車をかけており、それに伴いさまざまな課題も見え隠れしています。

このような中、当JAといたしましては、持続可能な農業の実現に向けて、営農相談活動を展開するとともに、組合員のニーズに合ったJA事業を提供するため、組合員宅を定期的に訪問する「ふれあい訪問活動」の実践により、組合員のみなさまとの対話を通じて「相談・提案型活動」を引き続き行ってまいります。

さらに、「持続可能な農業と地域づくりに向けて」を経営理念として掲げた第10次3か年事業経営計画は今年、最終年度を迎え、取り組み項目の達成に向け実践してまいります。さらに、次期事業経営計画を視野に入れた取り組みも行っていきたいと考えます。

組合員のみなさまの信頼と期待に応えるべく、より一層役職員一丸となって精進してまいりますので、引き続き、格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

淡路日の出農業協同組合

代表理事組合長 **相坂 有俊**

1. 経営理念

当JAは、洲本市・淡路市を事業区域とした地帯で、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営している協同組織です。

当JAの資金は、その大半が組合員のみなさまおよび地域住民のみなさまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。その資金を必要とされる組合員のみなさまおよび地域住民のみなさま方や、地方公共団体などにご利用いただいております。

当JAは、農業者ニーズに応え、担い手をサポートし、「農業」と「地域社会」の未来に貢献するため、「持続可能な地域農業の確立と農業者所得の増大」「豊かでくらしやすい地域社会の実現」「食と農を基軸として、地域に根ざした協同組合としての役割発揮」の3つのビジョンに基づき経営に取り組みます。

『持続可能な農業と地域づくりに向けて』

～JA淡路日の出は、食と農を基軸として、

地域に根ざした協同活動を実践します。～



2. 経営方針

(1) 新時代に向けた持続的に発展する農業

自己改革の実践に向け、生産性の向上・高品質化を図るため、先端技術を積極的に活用したスマート農業に取り組みます。また、新規就農者等、農業の担い手の育成・支援、地域農業の持続的発展に向けた取り組みをすすめます。

(2) 協同活動による地域社会の醸成

食と農を核とした地域に根ざした協同活動を展開し、地域の活性化を図るとともに、組織基盤を強化します。また、組合員ニーズに応じて総合力を発揮し、多様な活動による豊かな暮らしを実現します。

(3) 信頼とつながり強化に向けた情報発信

情報発信を重要な経営戦略と位置づけ、積極的に情報発信できる活動態勢を整備・強化し、効果的かつ効率的な情報発信に取り組みます。

(4) 改善・改革による経営基盤強化と人づくり

既存事業の改善・改革による収益確保や新たなビジネスモデルの構築、事業機能の見直しによる効率化に取り組みます。また、有効性のある内部監査の実施と合わせてガバナンスとコンプライアンス態勢を確立し、収益性や健全性の確保に向けて、持続可能な経営基盤の強化に取り組みます。

そして、経営理念に基づき、環境に対応し、改革を実行できる人材の育成と協同組合運動を推進できる人づくりに取り組みます。さらに、職員の意欲と能力を活かす「活力ある職場づくり」に取り組みます。

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行をしています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行をする理事は、組合員の代表者からなる役員候補者推せん会議の決定を経て、公正な手続きにより選任されております。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況（令和6年度）

世界では、国際紛争や地球規模での気候変動、自然災害の多発等による食料危機が拡大し、グローバル化により海外の動向が直ちに国内経済にも大きな影響を及ぼすなど不確実性が高まっています。日本国内においては人口減少が今後も続くと考えられ、JAの組織基盤・経営基盤にも大きな影響が想定されます。

一方で、令和6年6月に改正された食料・農業・農村基本法をふまえ、令和7年度以降5カ年の農政の基本方針を定めた次期食料・農業・農村基本計画が策定され、当年度が実践初年度となります。

こうした中、当JAでは、総合事業を通じて協同組合運動に取り組み、地域に密着した事業を展開するため、「持続可能な農業と地域づくりに向けて」の経営理念のもと、第10次3か年事業経営計画に取り組みました。また、第3次自己改革プログラムの実践に向け、基本目標である「経済事業改革の実践」「地域農業の持続的発展に向けた取り組み」「経済事業体制・機能の強化」の3項目達成に向けて取り組みました。さらに、組合員の評価・意見をJAの運営に反映することがより重要になる中、日々の業務や「ふれあい訪問活動」など様々な場面を通し、組合員との対話を重視した取り組みを実践しました。

あわせて、淡路島のブランド商品である「淡路島たまねぎ」や「淡路ビーフ」など、特徴を活かした販売チャンネルの提供により農家所得の増大に向けた取り組みを行いました。

この結果、収支面では事業利益が7億0,001万円、経常利益は9億9,580万円となり、当期剰余金は7億8,062万円となりました。

主な事業活動と成果については、以下のとおりです。

（1）営農相談事業

第5次営農振興計画の基本方針である「農業者所得の増大」「農業生産の拡大」「地域農業の活性化」をめざし、販売力強化および生産力強化とコスト低減による持続可能な農業の実現に取り組みました。

「農業者所得の増大」では、期間限定商品とした「淡の春」とともに淡路島特有の小屋吊りたまねぎのみを使用した「小屋吊り定数詰めたまねぎ」による差別化販売と、周年出荷に向けた極早生たまねぎ専用出荷箱を作成し、淡路島たまねぎのブランド化に取り組みました。

「農業生産の拡大」では、米の契約栽培(どんとこい)の面積拡大に取り組むとともに、生産コスト軽減と産地の維持拡大を目的としたレンタル事業の充実、育苗センターの利用促進に努めました。

「地域農業の活性化」では、洲本市、淡路市、南淡路農業改良普及センター、北淡路農業改良普及センター等と連携して就農相談会に加わり、新規就農者に向けた農業経営モデルを提示して定着促進に取り組みました。

（2）販売事業・畜産事業

① 米

出来秋において、作況指数は「全国 101」、「兵庫県 99」、「淡路島 103」でした。

全国的に生産量は増加したものの「令和の米騒動」や「需給の逼迫」、「集荷

競争の加熱」など、米価は歴史的な価格高騰となりました。

うるち米の等級比率では1等が5.1%、2等が88.6%、3等が6.3%となりました。

全体としては、販売品販売・取扱高は出庫の前倒しもあり、5億5,484万円で前年度対比1億4,133万円増(34.1%増)となりました。

② 野菜

淡路島たまねぎの出荷量は、若干の減少となりましたが、価格については高値で推移し販売高は6億976万円で前年度対比9,333万円増(18.0%増)となりました。

また、レタスの出荷量は前年より減少しましたが高値相場により、販売高は1億2,997万円で前年度対比1,477万円増(12.8%増)でした。

野菜全体としては、高温障害などで出荷量は減少となるものの、全体的な高値推移により販売品販売・取扱高は9億2,280万円で前年度対比1億2,836万円増(16.1%増)となりました。

③ 果樹

淡路島いちじくは、高温障害と樹勢の低下により販売数量は減少しましたが、高値での販売となり、販売高1億478万円、前年度対比771万円増(7.9%増)となりました。

また、加工出荷は、業者の確保により安定した販売ができました。

いちごは、生産者の減少等で前年度より出荷量が減少しました。販売高は2,877万円、前年度対比280万円増(10.8%増)となりました。

スイカの出荷量は前年度より22.3%減少しました。販売高は478万円、前年度対比108万円減(18.4%減)になりました。

果樹全体としては、販売品販売・取扱高1億4,191万円で前年度対比926万円増(6.9%増)となりました。

④ 花卉

カーネーションは、暑さにより芽吹きが悪く開花本数が少なくなり出荷量・販売高ともに減少しました。

ストックは、暑さによる活着不良と、冬季の開花遅れにより、1月まで出荷量が減少し高単価となるも3月から反動で出荷量が増加、単価安となり販売高は減少しました。

きんせんか・菜の花は、高温対策で定植を遅らせたが、冬季の生育遅延が出荷量の減少につながりました。

花卉全体としては、昨夏の高温障害の影響で出荷量は減少し、高単価となりましたが、販売品販売・取扱高は1億8,864万円で前年度対比2,638万円減(12.2%減)となりました。

⑤ 畜産

令和6年度は、インバウンド需要に対し、供給不足が生じて枝肉価格が高騰しました。淡路家畜市場における和子牛年間平均市場価格は96万8,007円(税込)で、前年対比13万2,314円高(15.8%高)、年間取引頭数3,804頭で75頭減少しましたが、令和6年度全国黒毛和種子牛市場の中で、昨年に続き淡路家畜市場が全国1位となりました。

畜産関係販売品販売・取扱高は、25億6,408万円で前年度対比3億6,088万円増(16.3%増)となりました。

令和 6 年度は、例年同様洲本市および淡路市畜産共進会が開催され、各市の代表牛 60 頭が淡路日の出畜産共進会に集い、選考の末に選抜された 11 頭が兵庫県畜産共進会（県立播磨中央公園）へ臨みました。肉牛せりでは、名誉賞牛が 2,200 万円（税込）で取引されました。

自家保留促進対策として、優良後継牛確保対策事業では、準候補牛 163 頭に 326 万円、但馬牛繁殖経営安定対策事業では、準認定牛他優良牛 30 頭に対し 120 万円を助成しました。また、年間和牛登録頭数は 353 頭でした。

神戸ビーフの輸出は 18 か国、重量 47,323 kg で前年対比 21,184 kg 減（30.9%減）となりました。

⑥ 青果市場

青果市場の統合により出荷数量が増加したことや、たまねぎなど野菜類が高値で推移したことにより、前年を大きく上回る販売高となりました。

全体としては、販売品販売・取扱高 1 億 9,901 万円で前年度対比 3,399 万円増（20.5%増）となりました。

⑦ 直売所

御食菜采館洲本店においては、地域の利用者や観光客などの購入単価が上がり、「JAタウン」の売り上げも順調に増加しました。あわじ花さじき産地直売所においては、観光客数の大幅増加に伴い売上も増加しました。

（3）購買事業

① 生産購買

肥料・飼料など生産資材の価格の高騰・高止まりなど、生産者やJAを取り巻く環境は、厳しさを増す一方となりました。このような環境下で、肥料につきまちは早期の予約申込と共同購入のスケールメリットを最大限に活用し、良質な肥料を確保し提供することが出来ました。

また、畜産農家には、生産性向上に向けた添加剤やビタミン剤のキャンペーンを、一般農家には、除草剤・チップソー等のキャンペーンを実施しました。しかしながら、購買品供給・取扱高は、14 億 7,764 万円で前年度対比 1 億 3,992 万円減（8.6%減）となりました。

② 生活購買

食品、日用雑貨用品、耐久消費財など、組合員・利用者の生活ニーズに合った安全・安心な商品の提供に努めました。また、白米・くらしの宅配便・白蟻防除・畳表替えや、「ふれあい訪問活動」で飲料、食料品、雨具など様々な商品の提案を行いました。

購買品供給・取扱高は、2 億 2,601 万円で前年度対比 898 万円増（4.1%増）となりました。

③ 農機

JA・県域農機事業一体運営に参加して 19 年目を迎え、近年の農業における作業効率化等の多様化するニーズに応えるために、県下 JA と連携を図りながら安心できる商品提供とサービスに努めました。展示会については、夏季・冬季の 2 回開催しました。また、低価格モデルコンバインの導入支援や良質中古農機の提案など生産コスト低減への提案活動も行いました。

取扱実績は、2 億 6,786 万円で前年度対比 3,427 万円増（14.6%増）とな

りました。

④ 自動車

地域の利用者をはじめ各支店・経済センターとの連携により、管内組合員に自動車センターの有利性をPRし、ニーズに沿った新車販売、整備、車検など充実したサービスの提供と情報発信に努めました。展示会・商談会については、農機と合同で夏季・冬季2回開催しました。

取扱実績は、1億7,128万円で前年度対比1,887万円増(12.3%増)となりました。車検台数については、前年度対比2.3%増の642台となりました。

(4) 保管事業

倉庫施設の効率的な運用および保管管理の合理化を図るとともに、JA職員による検査と集荷業務を行いました。作付面積の減少等で在庫数は減少しました。集荷実績は、51,711袋と前年度対比15,802袋減(23.4%減)となりました。

(5) 利用事業

共同利用施設による労働力の軽減と過剰投資の抑制、品質の向上を積極的にPRし、利用促進を図りました。

① ライスセンター・玄米色彩選別機

ライスセンター受託量は1,078トンで前年度対比106トン減(8.9%減)となりました。

玄米色彩選別機利用量は、斑点米カメムシ被害等の増加により240トンと前年度対比では58.6%の増加となりました。

② 育苗センター

水稻・秋冬作野菜の育苗に取り組み、取扱実績は、水稻苗枚数48,088枚で前年度対比161枚増(0.3%増)、秋冬作野菜苗枚数5,269枚で前年対比384枚減(6.7%減)となりました。

③ レンタル・受委託事業

たまねぎ作業機械(播種機・移植機・剪葉機・掘取機・拾取機等)、野菜移植機、農地管理機械(歩行式ハンマーモア・ラジコン草刈機等)の利用による省力化をPRしました。利用件数は、レンタル農機事業で635件、受委託(ラジコン草刈機)事業で154件となり、たまねぎ栽培・秋冬作野菜の作付面積拡大、機械投資コスト削減、作業労力の軽減等による農業者所得の増大に貢献しました。

(6) 信用事業

相談・提案型推進の確立を目指し、組合員・利用者に寄り添った最適な商品の提案を実践しました。また、投信口座開設を足掛かりにJA口座開設者の拡大、資産運用提案に取り組みました。

貯金残高においては、貯蓄から投資へのシフトや貯蓄の集約化などの影響により、残高が2,563億9,654万円となり、前年度対比70億6,579万円減(2.6%減)となりました。また、個人貯金残高においても、前年度対比16億5,963万円減(0.6%減)となりました。

貸出金については、住宅ローンを中心に、マイカーローン・教育ローン・多目的ローンなどニーズに応じた提案型推進に取り組みましたが、統一ローン残高が

267 億 9,225 万円と前年度対比 2 億 8,869 万円減（1.0%減）となりました。また、農業資金融資については、借入金利子・保証料の助成を 188 件、257 万円行いました。

貸出金残高は、366 億 6,684 万円となり、前年度対比 20 億 8,096 万円増（6.0%増）となりました。

(7) 共済事業

生命保障を軸とした複数提案を行い、さらにはセカンドライフに向けた資産形成への取り組みを行いました。また、建更契約者への全戸保障点検活動を行い未保障・低保障先への積極的な訪問活動を行いました。そして、組合員・利用者の生活の様々な面において、さらなる「安心」と「満足」が提供できるよう総合的な JA 共済普及活動を行った結果、長期共済新契約高は、263 億 8,065 万円となりました。長期共済保有高は、満期到来や生存保障のニーズへの移行などにより、前年度対比 150 億 477 万円減少し 3,804 億 1,393 万円となりました。

保全面では、組合員と利用者の利便性の向上のため、JA 共済アプリ・Web マイページ登録、キャッシュレス化・ペーパーレス化、Web 約款の活用、治療報告書の活用等に努めました。また、窓口では「ほっとけんしん活動」および「3Q コール活動」の実施により組合員・利用者との新たなつながりが出来ました。

(8) 経営管理

① 監査・コンプライアンス

「内部統制システム基本方針」に基づき、リスク管理、情報管理、コンプライアンスなどに取り組むとともに、不祥事未然防止の強化にも取り組みました。さらに内部統制の整備と運用を検証し、内部統制プロセスの見直しを行いました。

監査においては、リスクアプローチ監査により、リスクの高い分野を重点的に検証しました。また、監査品質の維持・向上を図り、健全な業務運営に努めました。さらに、フォローアップ監査の実施により、是正措置に関する有効性の検証を行いました。

② 企画

SNSを活用し、淡路島たまねぎのPRとJAの取り組み発信を兼ねて「フォロー&いいねで淡路島たまねぎプレゼントキャンペーン」を展開しました。フォロワー登録者数が当初の 10 倍以上の 3,000 件を超えとなりました。また、SNS等の利用促進と合わせ、継続的な情報発信を行いました。さらに、広報誌「さんらいず」に「サンライズ食農教育支援」の取り組みを掲載するとともに、当 JA ホームページに JA 自己改革プログラムの実践状況を掲載し、活動状況を報告しました。

地域で生産されている農産物を広く知ってもらい、地産地消を推進するために学校給食用に「淡路島たまねぎ」「淡路島キヌヒカリ」を洲本市、淡路市に贈呈しました。

また、体制強化等の観点から、遊休資産・不稼働資産の有効活用等につき理事会・施設検討委員会等で、継続的に検討を重ね、施設等の再編も含めた事業の効率化を図りました。

③ 管理

持続可能な経営基盤の確立・強化に対しては、支店別・部門別損益を基本とした収支管理の徹底を図るとともに、収支シミュレーションに基づいた事業収支計画を引き続き実施しました。

また、勤怠システム、年末調整奉行クラウド、日農 AI 金次郎、新日計システムなどを導入することにより、IT化とペーパーレス化を推し進め、業務の効率化と労働生産性の向上を図りました。

さらに、災害時の備えとして情報センター推奨の安否確認サービスに変更し、管理経済システムとの連携を図るとともに、災害時の自動通報を可能とする緊急通報サービスを導入し、災害時の運用強化を実施しました。

④ 人事・教育

人材育成と活力ある職場づくりを实践するため、外部講師による階層別研修会の実施ならびに各連合会主催の階層別・業務別の研修会に積極的に参加し、マネージメント・モチベーション・コミュニケーション能力の向上を図りました。また、階級に応じた資格試験の受験とともに合格率向上に向けた予備試験を実施しました。

さらに、職員の健康増進対策として、インフルエンザの集団予防接種や定期健康診断を実施するとともに、要検査対象者の再受診率向上に向け、アンケート等を実施しました。また、BCP（事業継続計画）の検証・修正を行いました。

5. 協同活動のハイライト（令和6年度）

JA淡路日の出は、「持続可能な農業と地域づくりに向けて」を経営理念とし、第10次3か年事業経営計画を作成し、その実践に取り組んでいます。
令和6年度の主な取り組み状況を紹介します。

[ビジョンⅠ]持続可能な地域農業の確立と農業者所得の増大

取 り 組 み	具 体 的 な 内 容	取 り 組 み 状 況
経済事業改革の実践	地域条件に対応したコスト低減・労力対策 経済事業渉外体制の配置	スマート農業の普及支援に向け、ラジコン草刈機（RJ700）を1台追加導入し、各経済センターにて利用促進を図りました。また、事業を持続可能なものとするため、利用料金を見直しました。 ラジコン草刈機利用件数 154件 ふれあい訪問活動を実施し、活動強化に向け、職員による企画でふれあい購買キャンペーンを3回実施しました。
地域農業の持続発展に向けた取り組み	新規就業者等多様な担い手対策 集落営農の組織化・経営力強化支援	洲本市、淡路市、南淡路農業改良普及センター、北淡路農業改良普及センター等と連携して就農相談会に加わり、新規就農者に向けた農業経営モデルを提示して定着促進に取り組みました。 洲本市・淡路市の4者会議で、定期的な情報交換を行い、行政・普及センターと連携し、定期的な訪問支援を要望しました。また、営農相談員を中心に集落営農組織へ業務用米どんとこいと玉葱の作付け提案を行いました。
経済事業体制・機能の強化	出向く体制による営農相談・情報提供体制の強化 信用部門と連携した総合提案の実践	担い手サポートシステムを活用し、農家台帳の作成をし、営農相談員及び営農相談係が担い手訪問を行いタブレットを用いて、生産者への情報提供を行いました。 担い手コンサル先へ信用部門と連携し、引き続き経営相談を行いました。また、営農相談員が営農計画に入り込み、菜の花・バラ出荷の推進を行いました。

[ビジョンⅡ]豊かでくらしやすい地域社会の実現

取 り 組 み	具 体 的 な 内 容	取 り 組 み 状 況
<p>総合事業を活かしたサービスの提供</p>	<p>(経済部門) 自動車・農機センター事業の確立</p> <p>(金融部門) 顧客志向の事業活動</p> <p>(共済部門) 地域に密着した「ひと・いえ・くるま」の総合保障の拡充</p>	<p>自動車センターでは、利用者拡大に向け、毎月第2土曜日にオイル交換キャンペーンを実施しました。(実績540台)また、夏季・冬季には、自動車・農機合同展示会を開催しました。</p> <p>相続相談の需要の高まりにより、トータルアドバイザー(TA)を中心に、相続遺言相談会を毎月実施(12回)し、相続・資産承継の相談業務に取り組みました。また、コンサルティングアドバイザー(CA)による利用者ニーズに沿った最適な資産形成・運用に取り組みました。</p> <p>次世代層への接点強化に向けて推進活動を展開し、ニューパートナー獲得に繋がりました。さらに阪神大震災から30年を迎えた年度であり、防災セミナーを開催しました。また、JA共済 防災・減災に向けた支援活動として淡路市と洲本市に寄付金の贈呈を行いました。</p>
<p>組織基盤の強化と地域の活性化</p>	<p>組合員意識調査の実施(アンケート等)</p> <p>生活文化ゼミナールの定期実施</p>	<p>多様な組合員との対話に向け、組合員の意識およびニーズの把握のため11月に組合員・利用者アンケートを実施しました。 アンケート回答数 2,073件</p> <p>会員が意見を出し合い毎月のゼミナールのテーマを決定することで、JAへの参画の意識も高まりました。</p>



信頼とつながり強化
に向けた情報発信

広報活動の充実

ホームページや広報誌「さんらいず」の情報コンテンツの充実をはかるとともに、インスタグラムでキャンペーンを催し、淡路島たまねぎのPRとフォロワー数の増大に取り組みました。

各種イベントの開催

支店感謝デーや感謝祭などのイベントを各支店にて開催しました。また、地域貢献活動を展開し地域とのつながり強化に取り組みました。



[ビジョンⅢ]食と農を基軸として、地域に根ざした協同組合としての役割発揮

取 り 組 み	具 体 的 な 内 容	取 り 組 み 状 況
持続可能な経営基盤の確立・強化	財務基盤の安定化	令和5年度の決算結果を基準に、5カ年の収支シミュレーションを考慮し事業計画を策定するとともに進捗管理と改善点の検証を常勤理事会、企画会議、支店長会で精査し安定的な財務基盤の強化に取り組みました。
有効性のある内部監査による経営の健全性確保	効果的な内部監査の実施	リスクの高い分野を重点的に検証し、監査品質の維持・向上を図り、健全な業務運営に努めました。さらに、フォローアップ監査の実施により、是正処置に関する有効性の検証を行いました。
次世代を見通した改革を推進できる人材育成	次世代を担う人材育成	人材育成と活力ある職場づくりを実践するため、外部講師による階層別研修会の実施ならびに各連合会主催の階層別・業務別の研修会に積極的に参加し、マネジメント・モチベーション・コミュニケーション能力の向上を図りました。
活力ある職場づくり	新時代の職場風土の醸成	職員組合執行部と定期的に検討会を開催して、職場環境等について協議し構築を図りました。 また、若手職員の育成を目的とした、水稻肥料農薬勉強会を開催しました。

多様な組合員との対話へ向けた取り組み

これまで支店協力委員会、地区別総代会、組合員アンケート、日々の渉外活動やふれあい訪問活動等の様々な方法で組合員・利用者の意見に耳を傾ける取り組みを実施しました。

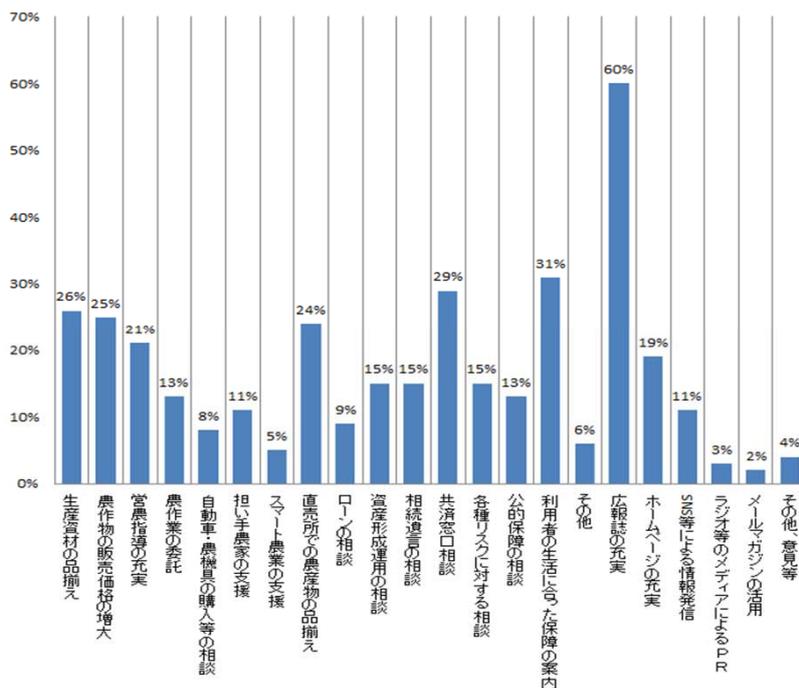
今後も、組合員の信頼と期待に応えるべく、様々なご意見に対する改善策や取り組み内容に反映してまいります。

組合員・利用者アンケートにかかる意見のとりまとめ

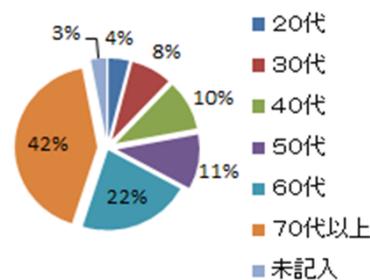
主な意見等	
組合員アンケートコメント（6支店）	年金旅行の充実を願いたい。
	営業の方が定期的に訪問して頂けるとうれしい。
	非農家にもより身近なJAになってほしい。
	老後の農協とおつきあいを考えている。
	営農に力を入れてほしい。
	集落営農の事務などの手伝いしてほしい。
	子供向けの農産物の教育やイベントを増やしてほしい。
	共済のことを勉強したい。
	生活文化ゼミナールで世話になっている。 地域の方と交流できるのはありがたい。
	高齢化の進む今日、農地の利用について考えてほしい。
	JAが豊かなよりどころになるよう努力してほしい。
	折込チラシ等で病害虫とか広報してほしい。
	レンタル農機具の充実。

みなさまがJA淡路日の出に望むこと

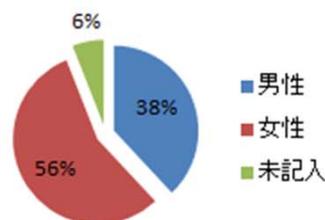
* 複数回答・順不同



回答者年代別比率



回答者男女比率



6. 農業振興活動

当JAは、第5次営農振興計画を策定し、農業者所得の増大と農業生産拡大等による新時代に向けた持続的に発展する農業に取り組んでいます。また、担い手の確保・支援に向けて、相談・提案活動の実施と組合員とのつながり強化に向けたふれあい訪問活動、さらには各種資格の取得および研修会等を通して、職員の知識向上を図り、生産者とJAとの良好な関係づくりにも尽力しています。

1. 農業者所得の増大

期間限定商品とした「淡の春」(七宝早生7号)を地域の特産品と定め、「小屋吊り定数詰め」を始めとする特色ある販売など、生産拡大と販売促進をはかるとともに、ブランド力や直売所を通じた販売力強化により農業者所得の増大を図りました。

2. 農業生産の拡大

米の契約栽培(どんとこい)の面積拡大に取り組むとともに、「淡の春」の面積拡大に向けた種子助成の実施、生産コスト軽減と産地の維持拡大を目的とした、レンタル事業の充実、育苗センターの利用促進に努めました。

3. 地域農業の活性化

洲本市、淡路市、南淡路農業改良普及センター、北淡路農業改良普及センター、洲本農林水産振興事務所等と連携して就農相談会に加わり、新規就農者に向けた農業経営モデルを提示して定着促進に取り組みました。



7. 地域貢献活動

当JAは、協同組合活動の原点である「組合員の営農と暮らし」を守り、地域農業の振興に努めるとともに、地域社会の発展に貢献するため様々な活動を展開しています。

1. 社会貢献活動

(1) 環境問題への取り組み状況

「地球にやさしい農業」への取り組みとして、定期的に廃プラスチック・ビニール等の回収および不要農薬の回収を実施しています。

2. 地域貢献活動

(1) 地域からの資金調達の状況

◇ 貯金残高（令和7年3月末現在）

（単位：百万円）

種 類	残 高
当 座 性	68,298
定 期 性	188,098
小 計	256,396
譲 渡 性	—
合 計	256,396

(2) 地域への資金供給の状況

◇ 貸出金残高（令和7年3月末現在）

（単位：百万円）

種 類	残 高
農業近代化資金	36
その他制度資金	26
農業関連融資	349
事業関連融資	9,165
住宅関連融資	25,918
生活関連融資	1,033
そ の 他	136
合 計	36,666

(3) 文化的・社会的貢献に関する事項

◇ 職員の地域貢献への参加

職員は、地域清掃活動や消防団活動をはじめとした社会活動に積極的に参加し、地域に根ざした活動を実践しています。

3. 自己改革プログラムへの取り組み状況（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況を含む）

JA淡路日の出 第3次自己改革プログラム

JA淡路日の出は、「新時代に向けた持続的に発展する農業」を
実現するために

「経済事業改革の実践」、 「地域農業の持続的発展に
に向けた取り組み」、 「経済事業体制・機能強化」
に全力で取り組みます。

第3次自己改革プログラムの基本的な考え方

JA淡路日の出は、農業者ニーズに答え、担い手をサポートし、農業者や地域住民と一体になって「新時代に向けた持続的に発展する農業」を目指しています。そこで、「経済事業改革の実践」「地域農業の持続的発展に向けた取り組み」「経済事業体制・機能の強化」等を基本目標とした自己改革をすすめます。この目標を達成するため当 JA は、自主・自立の協同組合であることを鮮明にし、組合員の意思に基づき、今まで以上の創意工夫を発揮し、積極的に新たな事業発展に取り組みます。



(1) 経済事業改革の実践

○地域の条件に対応したコスト低減・労力削減対策

ラジコン草刈機（RJ700）を 1 台追加導入し、各経済センターにて利用促進を図りました。また、事業を持続可能なものとするため、利用料金を見直しました。

○販売取扱目標の設定と進捗管理

販売促進資材を作成し、巡回訪問により 5 つの販売協力市場へ資材活用による販売促進・強化を依頼しました。

淡路島たまねぎの販売強化策として販売協力市場とのタイアップにより、阪急オアシス 1 店舗、九州屋 4 店舗において消費宣伝販売を実施しました。

新たに「小屋吊りたまねぎ定数詰め（個撰）」に取り組み、箱当たり 150 円～200 円増の単価を確保し、10,077 箱を出荷しました。

新たに「極早生淡路島たまねぎ（個撰）」に取り組み出荷規格を設けました。

○農産物直売所を通じた所得増大・生産拡大

販売チャネルの多様化に向けて、JA タウンでの販売に取り組み、取扱高 7,606 千円の実績がありました。また、YouTube 動画の「ゆるふわチャンネル」（秋元真夏）で「御食菜采館」と「JA タウン」の PR 動画を配信しました。

○和牛の増頭対策と経営支援

優良後継牛の保留・導入支援において、自家保留対策として準認定 1 頭、準候補牛 255 頭への助成を行いました。

また、和牛子牛市場出荷の雌牛 1,307 頭に対して牛伝染性リンパ腫 PCR 検査支援を行いました。

(2) 地域農業の持続的発展に向けた取り組み

○集落営農の組織化・経営力強化支援

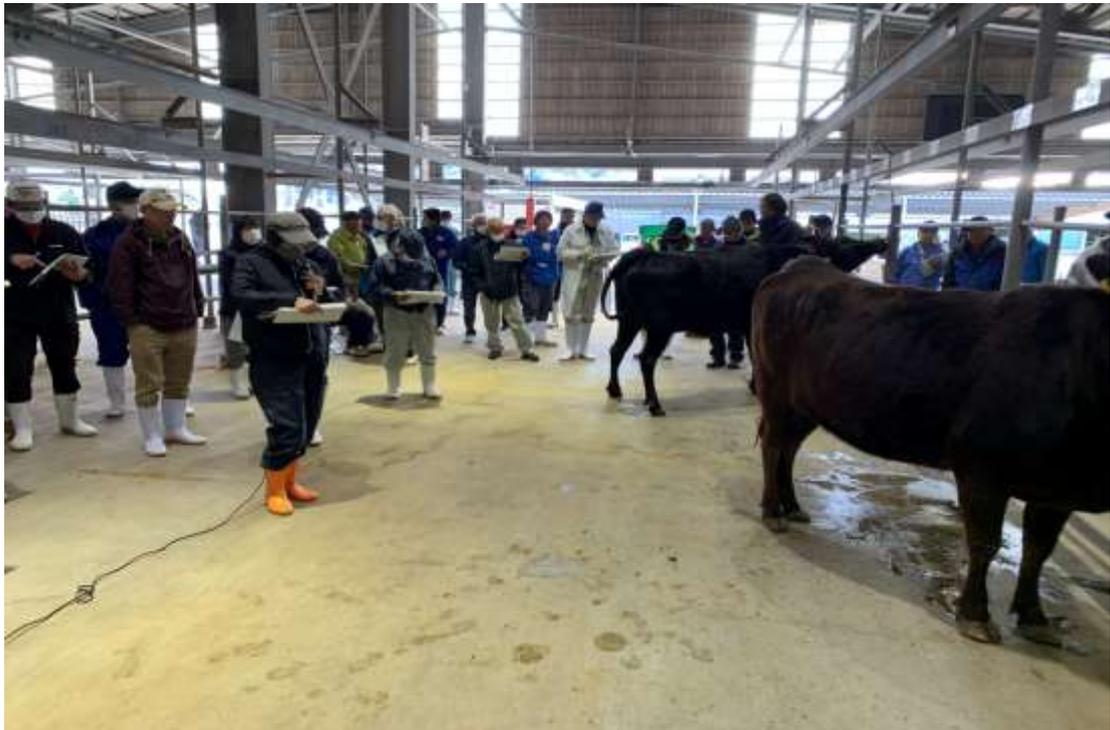
集落営農組織への業務用米「どんとこい」と玉葱の作付提案を行いました。また洲本市・淡路市、洲本農林水産振興事務所、各普及センターと連携し、4 者会議などで定期的な情報交換を行いました。

(3) 経済事業体制・機能の強化

○営農相談機能の強化

営農相談員及び営農相談係が、担い手訪問を行い、それを基に担い手サポートシステムを活用し農家台帳の作成を行いました。（農家台帳データ入力 10,215 件）また、タブレットを用いて、生産者への情報提供を行いました。

- 担い手への有効情報提供に向けて、毎月の営農担当者会で情報共有と協議を図り、生産量の拡大、高品質化、病害虫防除に取り組みました。



8. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理の方針等〕

組合員・利用者みなさまに安心して当JAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理体制を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの分析や管理体制の構築など、リスク管理の基本的な体制を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については、理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については本店に審査担当部署を設置し、各支店と連携を図りながら与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定した方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取り引きについてはリスク管理部門が適切な執行をしているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取り引きができないため、通常よりも著しく不利な価格での取り引きを余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などを策定する際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること、又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスクおよび流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応策および改善策が迅速かつ正確に反映できるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し、事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題の一つとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点に立ち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営体制〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、本店各部門・各支店等に配置したコンプライアンス責任者・担当者を中心としたコンプライアンス推進の取り組みを行っています。

毎年度、コンプライアンスプログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、基本姿勢および遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全役職員に徹底しています。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備の上、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図っています。

当JAの苦情等受付窓口(電話：0799-62-6200(月～金 9時～17時))

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

兵庫県弁護士会紛争解決センター（電話：078-341-8227）

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

まずは①の窓口又は一般社団法人JAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話03-6837-1359)にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センターでは、東京以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

1. 現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。例えば、組合員・利用者のみなさまは、兵庫県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。
2. 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。例えば、兵庫県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的な内容は一般社団法人JAバンク相談所又は東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

・ 共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

（<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>）

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

（<https://www.jibai-adr.or.jp/>）

（公財）日弁連交通事故相談センター

（<http://n-tacc.or.jp/>）

（公財）交通事故紛争処理センター

（<http://www.jcstad.or.jp/>）

日本弁護士連合会 弁護士費用保険 ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、①の窓口にお問い合わせください。

◇ 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店の全てを対象とし、中期および年度ごとの内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長および監事に報告した後、被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

9. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに
えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努
めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年3月
末における自己資本比率は、20.14%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発 行 主 体	淡路日の出農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,779 百万円（前年度 1,793 百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比
率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理および
これらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増
しにより自己資本の充実に努めています。



10. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

◎ 貯金等商品一覧

貯金名	特 徴	預入期間	預入額	対象
普通貯金	お財布がわりに いつでも出し入れ自由。	期間の定めはありません。	1円以上	個人/法人
当座貯金	手形・小切手の決済に 手形・小切手の決済口座貯金としてご利用ください。	期間の定めはありません。	1円以上	個人/法人
納税準備貯金	納税のための 租税を納付するため、その準備金を積み立てることを目的とした貯金です。 お利息は非課税扱いです。	納税のためならいつでもお引き出し出来ます。	1円以上	個人/法人
貯蓄貯金	お引き出し自由で残高に応じた利率 普通貯金のように出し入れ自由で、毎日の最終残高に応じた利率を適用します。また専用キャッシュカードで、簡単に出し入れできる貯金です。一時的な余裕金の運用に最適です。	期間の定めはありません。	1円以上	個人
総合口座	4つの機能が一冊に 一冊の通帳に貯める・受け取る・支払う・借りるという4つの機能がパック。「イザ」というときは定期貯金・定期積金のお預入金額の90%以内で、最高300万円まで自動融資がご利用いただけます。	—	—	個人のみ
スーパー定期	使い道に合わせて期間いろいろ お預け入れは1円からという手軽さ。個人のお客様で、3年以上のもので、満期一括払いの場合、半年複利でさらに有利に運用いただけます。	1ヶ月以上 10年以内	1円以上	個人/法人
大口定期	まとまった余裕金の運用に 土地の売却代金、退職金など、まとまった余裕金の運用に最適な大型定期貯金です。	1ヶ月以上 10年以内	1千万円以上	個人/法人
通知貯金	さしあたり予定のないお金は 7日間の据置期間経過後、お引き出しできる貯金です。さしあたり使う予定のない、まとまった資金にご利用ください。	7日以上。2日前のご通知で、お引き出し出来ます。	5万円以上	個人/法人
譲渡性貯金	短期の資金運用に最適で、譲渡することも出来ます	1ヶ月以上 5年以内	1千万円以上	個人/法人
変動金利定期貯金	金利上昇時には高利回りに 6ヶ月ごとに利率が変わる定期貯金です。金利上昇時には高利回りが期待できます。	1年以上 3年以内	1円以上	個人/法人

期日指定 定期貯金	1年複利で有利にふやせます お利息は1年ごとの複利計算。お預け入れから1年たてば、いつでも必要なときにお引き出しになります。 一部お引き出し（1万円以上）も可能です。	1年以上 3年以内	1円以上 3百万円未満	個人のみ
一般財形 貯金	給料天引きで気軽に積立 お給料、ボーナスから天引きする積立貯金です。使用目的は自由です。	3年以上	1円以上	個人のみ
財形住宅 貯金	マイホーム資金の準備に マイホーム取得を目的とした積立貯金です。財形年金貯金とあわせて550万円まで非課税です。	5年以上	1円以上	個人のみ
財形年金 貯金	退職後、年金のようなお受け取り 年金のお受け取りを目的とした積立貯金です。財形住宅貯金とあわせて550万円まで非課税です。	5年以上	1円以上	個人のみ
積立式定期 貯金（エン ドレス型）	積立目的や利用目的がない方に 積立期間の定めがなく、解約の申し出があるまで積立が継続され、不意に資金が必要なときに利用できます。	—	1円以上	個人/法人
積立式定期 貯金（満期 型）	目的を定めてコツコツと積み立てたい方に 7か月以上10年以下の積立期間を定め、指定した満期日に一括して積立金額を受け取ることができます。	7か月以上10 年以下	1円以上	個人/法人
積立式定期 貯金（年金 型）	公的年金を補完し豊かな老後生活を送りたい方に 年金受取を目的とした積立定期貯金で、受取期間内（3か月以上20年以内）で、受取周期（1,2,3,6か月）ごとに積み立てた金額を受け取ることができます。	1年5か月以上	1円以上	個人のみ
定期積金	コツコツと着実に ライフサイクルにあわせて、コツコツ積み立てていくのに最適です。目的に合わせて、掛金・期間が選べます。	1年以上 7年以内	千円以上	個人/法人
NISA （成長投資 枠）	国民の資産形成を応援する国の税制優遇制度 株式や投資信託の売却益と普通分配金が非課税になります。18歳以上が利用でき、年間240万円、おひとり様一生1200万円まで投資可能です。（つみたて投資枠との併用可）	無期限	1万円以上	個人のみ
NISA （つみたて 投資枠）	国民の資産形成を応援する国の税制優遇制度 長期の積立分散投資を行い、株式や投資信託の売却益と普通分配金が非課税になります。18歳以上が利用でき、年間120万円、おひとり様一生1800万円まで投資可能です。（成長投資枠との併用可）	無期限	5千円以上 千円単位	個人のみ
iDeCo	税金と上手に付き合いながら老後に備える 老後の為にお金を積立て、預金や投資信託など自分で選んだ商品で運用した後、その運用成果を原則60歳から受取る制度です。加入者対象者ごとに上限金額が異なります。	原則20歳以上 75歳以下 （原則拠出は 60歳まで）	5千以上 千円単位	個人のみ

※詳しくは窓口へお問い合わせください

◇貸出業務

協同組合金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員のみなさまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民のみなさまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

◎貸出商品一覧

(1) 地域農業者に対する資金

種類	使いみち	利用いただける方	融資金額	融資期間				
農業近代化資金	<ul style="list-style-type: none"> 農舎・畜舎・その他施設建設資金、農機具購入資金 果樹・花木・家畜等の導入、育成に要する資金 農地の改良造成資金 長期運転資金等 	認定農業者又は主業農家等の担い手等	<table border="1"> <tr> <td>個人</td> <td>1,800万円以内</td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>2億円以内</td> </tr> </table>	個人	1,800万円以内	団体	2億円以内	個人施設資金 7～15年 共同利用施設資金 7～20年以内
個人	1,800万円以内							
団体	2億円以内							
美しい村づくり資金	<ul style="list-style-type: none"> 農産物の生産、加工・集出荷販売に係る施設、農機具等設備資金 営農活動に必要な資材の購入及び運転資金 天災被害の災害復旧に係る資金等 	認定農業者又は主業農家等の担い手等	<table border="1"> <tr> <td>個人</td> <td>1,000万円以内</td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>2,000万円以内</td> </tr> </table>	個人	1,000万円以内	団体	2,000万円以内	設備資金 15年以内 運転・災害資金 7年以内
個人	1,000万円以内							
団体	2,000万円以内							
日本政策金融公庫資金（農業経営基盤強化資金・スパーL資金）	「農業経営改善計画」（有効期間5年）の達成に必要な設備資金等の長期資金	<ul style="list-style-type: none"> 組合員の方 認定農業者で「農業経営改善資金計画」を作成した者 特別融資制度推進会議の認定が必要 	<table border="1"> <tr> <td>個人</td> <td>3億円以内（特認 6億円）</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>10億円以内（特認 20億円）</td> </tr> </table>	個人	3億円以内（特認 6億円）	法人	10億円以内（特認 20億円）	25年以内（据置10年以内を含む）
個人	3億円以内（特認 6億円）							
法人	10億円以内（特認 20億円）							
日本政策金融公庫資金（経営体育成強化資金）	経営改善のための一般的な長期資金（農地取得、施設資金等）	<ul style="list-style-type: none"> 組合員 認定農業者以外の担い手 担い手農家の一定の要件を満たすことが必要 	個人及び農業参入法人 1億5,000万円以内 法人及び集落営農組織 5億円以内	25年以内（据置3年以内を含む）				
日本政策金融公庫資金（農業改良資金）	農業経営における生産・加工・販売の新部門の開始や品質の向上、コスト削減等の新たな取り組みとして農業改良資金融通法に基づく「農業改良措置」の実施に必要な資金	<ul style="list-style-type: none"> 組合員の方 総合化事業計画の認定を受けた者 	個人（農業者）5,000万円 法人1億5,000万円	12年以内（据置3年以内を含む）				
日本政策金融公庫資金（青年等就農支援資金）	「青年等就農計画」（有効期間は最長で5年）の達成に必要な設備資金及び運転資金	<ul style="list-style-type: none"> 組合員の方 市町の青年等就農計画および経営改善資金計画の認定を受けた方 	3,700万円（特認 1億円）	17年以内（据置5年以内を含む）				
アグリマイティー資金	<ul style="list-style-type: none"> 農地の取得、改良、造成に要する資金 農業用施設建設資金、農機具等購入資金 果樹、花木、家畜の導入育成に要する資金 農村環境整備に要する資金 	基金協会保証が受けられる方	<table border="1"> <tr> <td>個人</td> <td>5,000万円以内</td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>1億円以内</td> </tr> </table>	個人	5,000万円以内	団体	1億円以内	17年以内（据置3年以内を含む）
個人	5,000万円以内							
団体	1億円以内							

※上記資金は兵庫県農業信用基金協会の保証が受けられる方に限ります。

※詳しくは窓口へお問い合わせください。

(2) JA統一ローンの資金

種類	使いみち	利用いただける方	融資金額	融資期間
住宅ローン	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の新築 新築住宅の購入 中古住宅の購入 土地の購入、造成 住宅の増改築、補改修 他金融機関等からの借換資金 	<ul style="list-style-type: none"> 組合員の方 年齢が融資時に満18歳以上66歳の誕生日の前日まで、最終返済時の満年齢が80歳未満の方。ただし、子供（同居の子）が連帯債務者となる場合は、完済時年齢の制限はありません。 税込年収が一定額以上で、今後も安定した収入が見込まれる方 勤続（又は営業）年数が1年以上の方 団体信用生命共済に加入できる方 	10万円以上2億円以内（1万円単位）	3年以上50年以内（1ヶ年単位）

種類	使いみち	利用いただける方	融資金額	融資期間
リフォームローン	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の増改築補改修 住宅内の造園、植樹 門、塀、車庫、台所、浴室等の設置又は改良 他金融機関等からのリフォームローンの借換資金 	<ul style="list-style-type: none"> 組合員の方 年齢が融資時に満 18 歳以上 66 歳未満で、最終返済時の満年齢が 80 歳未満の方 税込年収が一定額以上で、今後も安定した収入が見込まれる方 勤続(又は営業)が 1 年以上の方(自営業者は 3 年以上) 団体信用生命共済に加入できる方 	1 万円以上 1,000 万円以内 (1 万円単位)	1 年以上 15 年以内 (1 ヶ月単位)
教育ローン	<ul style="list-style-type: none"> 【一括貸付】 その年度中の入学金、授業料等の学費 【分割貸付】 在学期間中の授業料、下宿代等、定期的に必要教育費 	<ul style="list-style-type: none"> 組合員の方 就学予定又は就学中のお子様をお持ちの方 年齢が融資時に満 18 歳以上で、完済時満 80 歳未満の方 税込年収が一定額以上で、今後も安定した収入が見込まれる方 勤続(又は営業)が 1 年以上の方 	1 万円以上 500 万円以内 (1 万円単位)	1 年以上 15 年以内 (措置期間を含む)
多目的ローン	<ul style="list-style-type: none"> 資金使途・所要金額が確認できる生活に必要な資金 	<ul style="list-style-type: none"> 組合員の方 年齢が融資時に満 18 歳以上 75 歳未満で、完済時満 80 歳未満の方 税込年収が一定額以上で、今後も安定した収入が見込まれる方 勤続(又は営業)が 1 年以上の方 	1 万円以上 500 万円以内 (1 万円単位)	6 ヶ月以上 10 年以内
マイカーローン	<ul style="list-style-type: none"> 自動車、バイク等購入(中古車を含む)、点検、修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金 運転免許の取得資金 カーナビ等カー用品の購入資金 車庫建設資金 他金融機関等から借入中のマイカーローンの借換資金 	<ul style="list-style-type: none"> 組合員の方 年齢が融資時に満 18 歳以上で、完済時満 80 歳未満の方 税込年収が一定額以上で、今後も安定した収入が見込まれる方 勤続(または営業)が 3 カ月以上の方 	1 万円以上 1,000 万円以内 (1 万円単位)	6 ヶ月以上 15 年以内 (1 ヶ年単位)
カードローン	<ul style="list-style-type: none"> 生活に必要な一切の資金 	<ul style="list-style-type: none"> 組合員の方 年齢が融資時に満 18 歳以上満 70 歳未満の方(契約金額 20 万円)、満 20 歳以上満 70 歳未満(契約金額 50 万円)、満 20 歳以上満 65 歳未満(契約金額 100 万・150 万・200 万・300 万) 税込年収が一定額以上で、今後も安定した収入が見込まれる方 勤続(又は営業)が 1 年以上の方 	20 万円 50 万円 100 万円 150 万円 200 万円 300 万円 の 6 種類	2 年 (原則として 2 年ごとに自動に継続されます) 70 歳以降は契約更新を行いません
営農ローン	<ul style="list-style-type: none"> 営農に必要な資金 	<ul style="list-style-type: none"> 組合員の方 年齢が満 18 歳以上の方 自己住宅(ご家族名義を含む)を所有、または地区内に 1 年以上居住している方 JA の経済事業を利用して農産物を販売している方 	10 万円以上 300 万円以内 (経済事業の利用による年間の農産物販売額以内) (10 万円単位)	1 年 (原則として 1 年ごとに自動に継続されます)

※上記ローンは兵庫県農業信用基金協会の保証が受けられる方に限ります。

※詳しくは、窓口へお問い合わせください。

◇為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へも振込・送金や手形・小切手等の取り立てが安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務およびサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、全国のJAで貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

《サービス・その他商品一覧表》

取扱サービス	特 徴
給与振込	毎月のお給料は 給与支払日の朝からお受け取りいただけ、お受け取りは口座振替のため安全、確実です。
年金自動受取	年金のお受け取りに お手続きは一度していただくだけで、年金受給日以降いつでも都合のよい日にお受け取りが出来ます。 初めて年金をお受け取りになる方は「年金裁定請求書」により、また JA 以外でお受け取りの方には「支払機関変更届」等により手続きをしていただけます。
自動受取・支払	公共料金もクレジットも 給与、年金等をご指定の口座に自動的に振り込むので確実な自動受取。 公共料金などのお支払いをあなたに代わって行う自動支払。
キャッシュカード	ATMでお引き出し 通帳、印鑑なしで普通貯金などのお引き出し、お預け入れを CD・ATM でご利用いただけるカードです。お引き出しについては、土曜日や日曜日はもちろん祝日でもご利用いただけます。全国の JA はもちろん民間金融機関、ゆうちょ銀行の CD・ATM で貯金のお引き出しが出来ます。
デビットカードサービス	お持ちのキャッシュカードで デビットカードマークのあるお店で JA のキャッシュカードを使ってお買い物やご飲食の支払いが出来ます。お申し込み手続きは不要で、年会費、手数料もありません。
JA カード	いざという時のクレジットカード 国内外でご利用でき、お金の持ち合わせがなくてもショッピングや食事が楽しめる JA のクレジットカードです。ボーナス一括払いやリボルビング払いなどがご利用でき、割引販売、各種特典があります。また、ロードアシスタンスサービス付 JA カードの場合は 24 時間年中無休のロードサービスが受けられます。
JA アンサーサービス	自宅やオフィスで手続き終了 窓口に向かなくても、自宅やオフィスから「振込・振替」「残高照会」などがご利用いただけるサービスです。電話、ファクシミリ、パソコンなどが必要です。 ※電話回線（INS 回線）は、INS ネット廃止に伴い 2025 年 11 月末をもってサービス終了させていただきます。
JA ネットバンク	いつでもお気軽に インターネットに接続されているパソコン、携帯電話からアクセスするだけ。お好きな時に残高照会や振込、振替、各種料金等の振込サービス（Pay-easy（ペイジー））などのサービスがご利用いただけます。

※詳しくは窓口へお問い合わせください。

◎その他の業務

- ①国債窓販 ②投資信託窓販

〔共済事業〕

JA共済は、組合員・利用者の皆さまをはじめ、地域の皆さまのくらしのパートナーであり続けるために、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として「ひと・いえ・くるま」の総合保障を通じて、一人ひとりの人生設計を一生涯サポートします。

◎ JA 共済の商品一覧表

商 品 名	特 徴
終 身 共 済	一生涯にわたって備えられる万一の保障です。
養 老 生 命 共 済	貯蓄しながら備えられる万一の保障です。
こ だ も 共 済	お子さまの教育資金の備えと、万一の保障です。
医 療 共 済 (メディフル)	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる充実の医療保障です。
が ん 共 済	「生きる」を応援する充実のがん保障です。
特定重度疾病共済 (そなエール)	身近な生活習慣病のリスクに備える保障です。
介 護 共 済	一生涯にわたって備えられる介護保障です。
生 活 障 害 共 済 (ささエール)	身体の障害状態を幅広く保障します。
認 知 症 共 済	一生涯にわたって備えられる認知症の保障です。
予定利率変動型年金共済	確実に受け取れる安心と、増える楽しみをプラスした老後の生活資金の保障です。
定 期 生 命 共 済	お手頃な共済掛金で、一定期間の万ー保障をしっかりと準備できます。
定 期 生 命 共 済 (みちびき)	お手頃な共済掛金で、ライフステージに応じた必要十分な万ー保障をしっかりと準備できます。
引受緩和型終身共済	健康に不安のある方もご加入しやすい万一の保障です。
引受緩和型医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい医療の保障です。
一時払終身共済	まとまった資金を活用した、ご加入しやすい一生涯の万ー保障です。
生存給付特則付 一時払終身共済	一生涯の万ー保障に生前贈与の機能をプラスした保障です。
一時払介護共済	まとまった資金で一生涯にわたって備えられる介護保障です。
建 物 更 生 共 済	火災はもちろん、台風や地震などの自然災害にも備えられる建物や家財の保障です。
火 災 共 済	火災や落雷など、もしもの災害に備えて住まいや家財を守る保障です。
傷 害 共 済	日常のさまざまな災害による死亡や負傷を保障します。
自 動 車 共 済 自 賠 責 共 済	お車の事故による賠償や、ご自身とご家族のケガ、修理に備える共済です。
賠 償 責 任 共 済	日常生活での賠償責任をもたらす事故などをしっかりと保障します。
農業者賠償責任共済	農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障します。

〔購買事業〕

肥料・農薬を中心に、栽培研修会等の開催時に基礎的な内容を提案するとともに、営農組合等への訪問活動を行っています。肥料・農薬関係はコスト低減を図る柔軟な価格対策を協議するとともに、競争見積もりにより価格を抑えて供給できるよう努めています。

生活購買については、利用者ニーズに応えた安全・安心で適正な商品提供に取り組み、管内消費者やネット販売に努め、JA 淡路日の出キヌヒカリやたまねぎドレッシング等の加工食品の販売を行っています。

〔販売事業〕

生産者から消費者へ新鮮で安全・安心な農産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷するほか、当JA管内における「地産地消」の取り組みとして、直売所などを通して、消費者に直接、生産者が持ち寄った地元でとれた農産物の手配をしています。

〔自動車事業〕

各支店との連携により、組合員・地域利用者にJAの有利性をPRし、新車販売、整備、車検など充実したサービスの提供と情報発信に努めています。

〔農業機械事業〕

県内JAと連携を図り安心できる農機の流通・実演会の実施、定期的に展示会を開催し、低コスト農業の提案に取り組んでいます。

〔畜産事業〕

地域特性を生かした畜産振興に向け、担い手育成、安全・安心・高品質な畜産物の生産による経営安定と生産基盤の維持・拡大および「あわじビーフ」のブランド強化のために牛伝染性リンパ腫の清浄化をはじめ家畜防疫体制と個体管理の徹底を図っています。

〔利用事業〕

ライスセンター・育苗センター・予冷庫・冷蔵庫などの施設の利用とレンタル・受委託事業により、農機の過剰投資防止と省力化に貢献しています。

〔営農相談事業〕

収益性の高い農業経営を実現するため、品質向上に向けた栽培方法やコスト低減に向けた栽培体系の見直し、新たな栽培・防除技術の導入を積極的に進めています。また、食の安全と安心の確保に向け、農薬安全使用の指導、ポジティブリスト制度に対する防除技術の確立、定期的な残留農薬検査など生産者と一体となり取り組んでいます。

さらに、恵まれた淡路島の農業環境を生かした地域営農をサポートし、農家のみなさまに信頼される持続的な農業の振興と活性化に取り組んでいます。



(2) JAバンク・セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的
制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフ
ティネットで守られています。さらに、当JAの貯金は、JAバンク兵庫として組
合員・利用者のみなさまにより大きな“安心”を提供するために構築された「兵庫
県版JAバンク・セーフティネット」によっても守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

JAバンクは、全国のJA・信連・農林中央金庫（JAバンク会員）で構成するグ
ループの名称です。組合員・利用者のみなさまに、便利で安心な金融機関としてご利
用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関とし
て活動する「JAバンクシステム」を運営しています。

「JAバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業運営」を二つ
の柱としています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を
未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、（1）個々のJA等
経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（2）経
営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（3）全国のJAバンクが拠
出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために
必要な資本注入などの支援を行います。

※令和6年3月末における残高は1,651億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力
の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランド確立等の一体的な
事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合
などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持
に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保
険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する預金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任
準備金残高は、令和6年3月末現在で4,785億円となっています。

◇兵庫県版JAバンク・セーフティネット

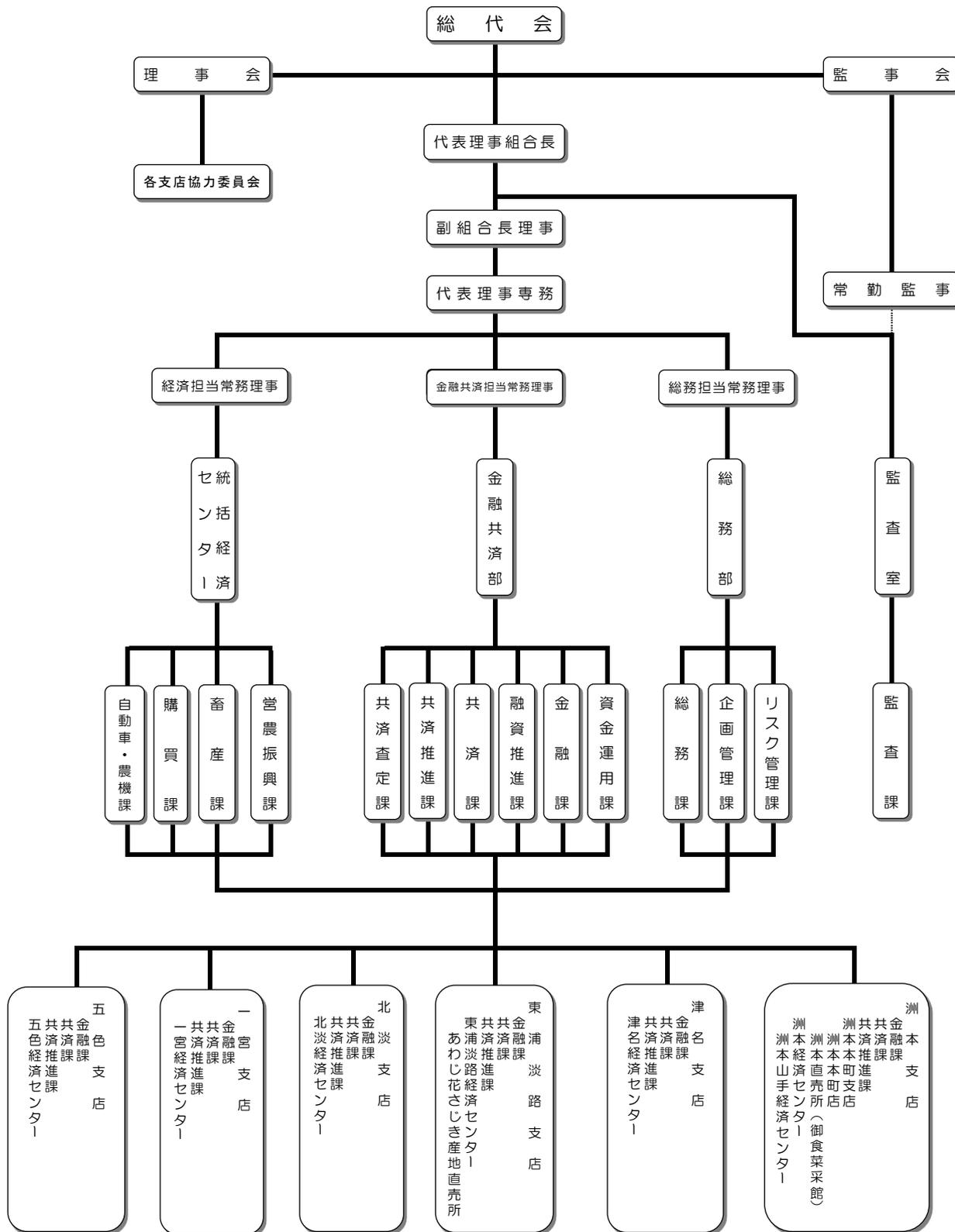
JAバンク兵庫では、組合員・利用者のみなさまにより大きな“安心”を提供する
ため、「兵庫県版JAバンク・セーフティネット」を構築しています。兵庫県内のJ
Aは、JAバンク兵庫としてレベルの高い健全性を維持するために、全国水準を上回
る本県独自のルールにより取り組んでいます。

JAの概要

1. 沿革・あゆみ

平成5年10月	洲本市、津名郡内の6JAが合併し、「日の出農業協同組合」が発足した。
平成6年1月	津名畜連の権利義務を平成6年4月1日に継承するための臨時総会を開催した。
平成7年1月	阪神淡路大震災が発生し、管内の家屋の被害は、9,500棟を超え、死者・負傷者は1,100人余りに達した。全職員をあげて被害状況を調査し、建更自然災害共済金支払い額は、180億円となった。
平成8年8月	一宮支店で購買品の集中配送と支店事務の集約化を図った。
平成9年3月	在宅福祉サービス組織「JAほほえみ」が発足した。
平成10年10月	各支店（一宮支店・北淡支店を除く。）で支店事務集約化を図った。
平成11年12月	北淡支店で支店事務集約化を図った。
平成12年6月	畜産振興および畜産産地育成のため、第7回通常総代会で農業経営規程の設定を提案し承認された。
平成13年2月	法令遵守に基づく業務運営の確実な実施を図るため、コンプライアンス態勢運営規程を設定した。
平成13年9月	アジアで初めてBSE（牛海面状脳症）が確認され、関係機関へ事態打開策を要請した。 また、JA日の出独自のBSE対応緊急畜産振興特別対策事業を打ち出した。
平成15年4月	JAバンク相談所を設置し信用事業に関わる取引について意見を吸収するための体制確立を図った。
平成15年10月	合併10周年の記念式典およびサンライズフェスタを開催し、大勢の組合員や利用者で終日賑わった。
平成16年10月	大型台風23号が発生し、洲本支店・津名物流センターの床上浸水をはじめ、管内の家屋・田畑・ため池は大きな被害を受けた。建物更生共済の迅速・公正な査定をし、総額17億円の共済金を支払った。
平成18年1月	「淡路」を冠することにより市場性および消費者の認知度を高めるため、日の出農業協同組合から淡路日の出農業協同組合に組合名称の変更をした。
平成18年4月	JA県域一体的農機事業運営に参加し、整備・推進体制の強化を図り組合員サービスの向上に努めた。
平成19年11月	「JA共済ふるさとの森づくり」植樹祭を行い、社会貢献活動として環境問題に取り組んだ。
平成19年11月	「若トラを励ます会」を発足し、地域住民との交流およびスポーツを通じた青少年の健全な育成のための組織化を図った。
平成20年10月	合併15周年記念式典を開催し、組合員はじめJA関係者により盛大に行われた。
平成21年12月	地球温暖化防止対策として、低炭素むらづくりモデル支援事業に取り組むために洲本低炭素むらづくり協議会を設立した。
平成23年3月	低炭素むらづくりモデル支援事業に基づき、洲本ライスセンター改修工事を実施した。
平成24年3月	五色支店経済事務所の集約を行った。
平成24年3月	本店会館の改築を行った。
平成25年3月	淡路島地震が発生し、管内の家屋は大きな被害を受けた。建物更生共済の迅速・公正な査定をし、約45億円の共済金を支払った。
平成25年10月	合併20周年記念式典を開催し、組合員はじめJA関係者により盛大に行われた。
平成26年7月	一宮支店会館の改築を行った。
平成27年4月	北淡支店会館の改築を行った。
平成29年3月	一宮支店たまねぎ乾燥除湿施設を取得した。
平成30年4月	農産物直売所御食菜採館・洲本本町支店を開設した。
平成30年10月	合併25周年を記念して記念誌を発行し、記念品とともに組合員に配布した。
令和2年4月	国庫事業の補助を受け、洲本市池田に水稻・野菜育苗施設とたまねぎ集出荷施設を竣工した。
令和2年10月	6支店体制に移行。サブ支店をふれあいプラザとして存続し、地域の拠点としての体制を構築。
令和3年3月	本店に統括経済センターを設置し、経済センター化に移行。
令和4年2月	ふれあいプラザを各支店に統合した。
令和5年10月	合併30周年を記念し、生活文化ゼミナール交流会やアンパンマンショーなど組合員との交流イベントを開催した。
令和5年11月	コロナ自粛が本格的に解除となり、年金友の会の親睦旅行など自粛されていたイベントを再開した。
令和7年1月	阪神淡路大震災から30年を迎え防災セミナー・防災の集いなどを開催した。

2. 機構図



3. 組合員数

(単位：名、団体)

資格区分	6年度末	5年度末
正組合員	9,547	9,622
個人	9,492	9,566
法人	55	56
准組合員	7,595	7,540
個人	7,556	7,501
法人・団体	39	39
合 計	17,142	17,162
(備考) 6年度末正組合員戸数	7,132 戸	
6年度末准組合員戸数	5,819 戸	

4. 組合員組織の状況

区 分	部会数	部 会 員	部 会 名
野 菜	23	683 名	たまねぎ・しんじょう・はくさい・キャベツ・トマト・ピーマン・菜の花・えんどう・青ネギ
果 樹	7	77 名	いちじく・びわ
果 実	1	11 名	ｽｶ・ｲﾝｼﾞ
花 卉	6	120 名	カーネーション・きく・芍薬・スイートピー・ストック
畜 産	9	577 名	和子牛・ｽﾓｰﾙ・乳牛
そ の 他	6	675 名	直売・受託・ライスセンター
合 計	52	2,024 名	

5. 地区一覧

淡路市	本店	統括経済センター
	津名支店	
	東浦淡路支店	あわじ花さじき産地直売所
	北淡支店	
	一宮支店	
洲本市	洲本支店	洲本本町支店（御食菜采館）
	五色支店	

6. 役員構成（役員一覧）

（令和7年3月31日現在）

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
代表理事組合長	相 坂 有 俊	理 事	宮 本 義 隆
副組合長理事	平 岡 博 行	理 事	植 野 俊 江
代表理事専務	安 田 豊 太 郎	理 事	阪 口 和 義
常 務 理 事	岡 敏 弘	理 事	貫 名 希 世 絵
常 務 理 事	山 西 昌 光	理 事	藤 元 博 章
常 務 理 事	上 谷 芳 生	理 事	大 橋 正 通
理 事	藤 野 幸 一	理 事	大 木 清 史
理 事	奥 野 康 治	代 表 監 事	瀬 戸 康 博
理 事	山 下 利 仁	常 勤 監 事	近 平 佳 延
理 事	植 田 芳 弘	監 事	福 本 正 則
理 事	河 上 豊 和	監 事	松 本 英 志
理 事	井 上 雅 俊	監 事	坂 田 正 志

7. 職員数

（単位：名）

区 分	男 性	女 性	合 計
一 般 職 員	146	93	239
営 農 相 談 員	2	0	2
生 活 相 談 員	0	0	0
合 計	148	93	241

※ 期末退職者は含んでおりません。

8. 事務所の名称および所在地

(令和7年3月31日現在)

事務所等	住所
本店	淡路市志筑3112-14
統括経済センター	淡路市志筑3112-14
自動車センター	淡路市郡家145
農機センター	淡路市郡家145
池田集荷場(たまねぎ撰果場)	洲本市池田471-2
育苗センター	洲本市前平164-2
ライスセンター	洲本市池田471-2
洲本支店	洲本市物部3-5-27
洲本本町支店	洲本市本町2-3-19
洲本本町店	洲本市本町2-3-19
洲本直売所(御食菜采館)	洲本市本町2-3-19
洲本経済センター	洲本市物部3-5-27
洲本山手経済センター	洲本市安乎町北谷1-1
津名支店	淡路市志筑2944-2
津名経済センター	淡路市生穂1707-1
農業倉庫	淡路市中田4328
生穂ミニライスセンター	淡路市生穂2910-3
大町ミニライスセンター	淡路市大町畑1336
東浦淡路支店	淡路市浦164-1
東浦淡路経済センター	淡路市浦164-1
あわじ花さじき産地直売所	淡路市楠本2805-7
ミニライスセンター	淡路市浦357-2
北淡支店	淡路市富島208
北淡経済センター	淡路市斗ノ内1388-1
ミニライスセンター	淡路市斗ノ内1377-2
一宮支店	淡路市郡家124-2
一宮経済センター	淡路市郡家109-2
農業倉庫	淡路市多賀1197-1
ミニライスセンター	淡路市遠田3079
一宮青果市場	淡路市多賀1179
五色支店	洲本市五色町下堺962
五色経済センター	洲本市五色町下堺962
ライスセンター	洲本市五色町下堺957-2
都志ミニライスセンター	洲本市五色町都志547-1
鮎原ミニライスセンター	洲本市五色町鮎原南谷369-1

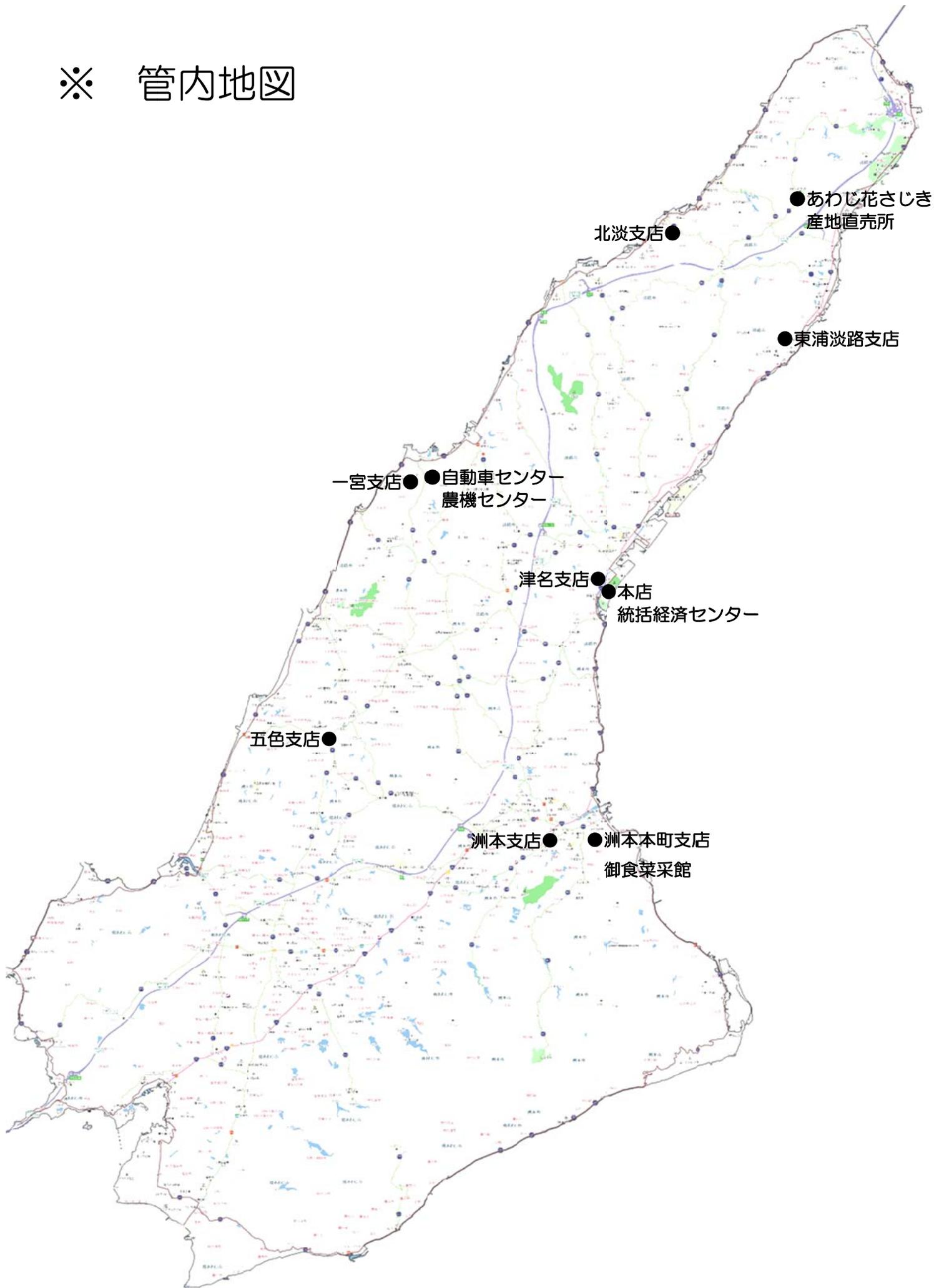
ATM設置場所

店舗及び事務所名	所在地	電話番号	ATM設置・稼働状況
本店	淡路市志筑3112-14	0799-62-6860	1台
洲本支店	洲本市物部3-5-27	0799-22-1120	1台
大野ATMコーナー	洲本市新村98-1	—	1台
洲本山手経済センター	洲本市安乎町北谷1-1	0799-28-1122	1台
本町ATMコーナー	洲本市本町2-3-19	—	1台
津名支店	淡路市志筑2944-2	0799-62-0936	1台
大町ATMコーナー	淡路市大町上475	—	1台
津名経済センター	淡路市生穂1707-1	0799-64-0020	1台
東浦淡路支店	淡路市浦164-1	0799-74-3321	1台
仮屋ATMコーナー	淡路市久留麻1909-1	—	1台
釜口ATMコーナー	淡路市釜口1315-8	—	1台
岩屋ATMコーナー	淡路市岩屋1182-2	—	1台
北淡支店	淡路市富島208	0799-82-1234	1台
育波ATMコーナー	淡路市育波852-1	—	1台
一宮支店	淡路市郡家124-2	0799-85-0011	1台
多賀ATMコーナー	淡路市多賀125	—	1台
五色支店	洲本市五色町下堺962	0799-35-0301	1台
都志ATMコーナー	洲本市五色町都志256	—	1台
鮎原ATMコーナー	洲本市五色町鮎原南谷358	—	1台

9. 特定信用事業代理業者の状況

該当業者はありません。

※ 管内地図



經營資料

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	6年度 (令和7年3月31日現在)	5年度 (令和6年3月31日現在)
(資 産 の 部)		
1 信用事業資産	260,235	267,098
(1) 現金	355	308
(2) 預金	206,312	217,526
系統預金	206,006	217,498
系統外預金	306	28
(3) 有価証券	15,357	13,086
国債	2,340	1,288
地方債	3,097	3,130
政府保証債	277	99
社債	7,840	6,871
株式	1,801	—
(4) 貸出金	36,666	34,585
(5) その他の信用事業資産	1,553	1,603
未収収益	102	51
その他の資産	1,450	1,551
(6) 貸倒引当金	△ 11	△ 10
2 共済事業資産	0	0
(1) その他の共済事業資産	0	0
3 経済事業資産	1,264	1,106
(1) 経済事業未収金	449	430
(2) 経済受託債権	514	405
(3) 棚卸資産	226	205
購買品	220	201
その他の棚卸資産	5	4
(4) その他の経済事業資産	75	66
(5) 貸倒引当金	0	△ 2
4 雑資産	169	202
5 固定資産	2,325	2,400
(1) 有形固定資産	2,324	2,399
建物	3,656	3,647
機械装置	1,310	1,286
土地	1,087	1,087
その他の有形固定資産	444	427
減価償却累計額	△ 4,173	△ 4,050
(2) 無形固定資産	0	1
6 外部出資	15,691	15,690
(1) 外部出資	15,691	15,690
系統出資	15,336	15,336
系統外出資	255	254
子会社等出資	99	99
資 産 の 部 合 計	279,686	286,497

(単位：百万円)

科 目	6年度 (令和7年3月31日現在)	5年度 (令和6年3月31日現在)
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	257,212	264,513
(1) 貯金	256,396	263,462
(2) 借入金	26	331
(3) その他の信用事業負債	789	719
未払費用	161	90
その他の負債	628	629
2 共済事業負債	391	386
(1) 共済資金	90	73
(2) 未経過共済付加収入	300	313
(3) その他の共済事業負債	0	0
3 経済事業負債	531	339
(1) 経済事業未払金	235	171
(2) 経済受託債務	256	134
(3) その他の経済事業負債	39	33
4 雑負債	357	414
(1) 未払法人税等	173	181
(2) 資産除去債務	0	0
(3) その他の負債	184	232
5 諸引当金	338	421
(1) 賞与引当金	67	66
(2) 退職給付引当金	173	179
(3) 役員退職慰労引当金	96	175
6 繰延税金負債	72	139
負 債 の 部 合 計	258,904	266,216
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	20,295	19,634
(1) 出資金	1,779	1,793
(2) 利益剰余金	18,525	17,847
利益準備金	3,751	3,751
その他利益剰余金	14,774	14,096
(組合員営農支援積立金)	(47)	(47)
(経営基盤強化積立金)	(500)	(500)
(事業基盤強化積立金)	(2,580)	(2,530)
(信用事業基盤強化積立金)	(1,820)	(1,760)
(有価証券価格変動積立金)	(1,260)	(1,160)
(信用事業機器整備積立金)	(280)	(230)
(営農経済事業基盤強化積立金)	(1,210)	(1,110)
(事務所・施設整備積立金)	(800)	(800)
(災害対応積立金)	(1,200)	(1,150)
(組織活動強化積立金)	(30)	(30)
(施設更新積立金)	(370)	(270)
(特別積立金)	(3,696)	(3,666)
(当期末処分剰余金)	(981)	(843)
《うち当期剰余金》	《 780 》	《 580 》
(3) 処分未済持分	△ 9	△ 6
2 評価・換算差額等	486	647
(1) その他有価証券評価差額金	486	647
純 資 産 の 部 合 計	20,781	20,281
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	279,686	286,497

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	6年度	5年度
	(令和6年4月1日～令和7年3月31日)	(令和5年4月1日～令和6年3月31日)
1 事業総利益	2,755	2,819
事業収益	5,163	5,204
事業費用	2,407	2,384
(1) 信用事業収益	2,036	1,995
資金運用収益	1,891	1,866
(うち預金利息)	(1,170)	(1,163)
(うち有価証券利息)	(212)	(172)
(うち貸出金利息)	(355)	(350)
(うちその他受入利息)	(152)	(180)
役務取引等収益	32	32
その他経常収益	112	97
(2) 信用事業費用	547	430
資金調達費用	278	177
(うち貯金利息)	(274)	(171)
(うち給付補填備金繰入)	(1)	(2)
(うち借入金利息)	(0)	(0)
(うちその他支払利息)	(1)	(2)
役務取引等費用	3	2
その他事業直接費用	—	0
その他経常費用	262	250
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(△ 9)
信用事業総利益	1,488	1,565
(3) 共済事業収益	671	688
共済付加収入	634	655
その他の収益	37	33
(4) 共済事業費用	36	35
共済推進費	31	30
共済保全費	2	3
その他の費用	2	2
共済事業総利益	634	652
(5) 購買事業収益	1,895	1,933
購買品供給高	1,784	1,805
購買手数料	30	51
修理サービス料	53	52
その他の収益	27	23
(6) 購買事業費用	1,621	1,669
購買品供給原価	1,572	1,619
購買供給費	35	34
修理サービス費	0	0
その他の費用	13	14
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 1)	(1)
購買事業総利益	273	263
(7) 販売事業収益	208	198
販売手数料	115	98
その他の収益	93	100
(8) 販売事業費用	45	51
販売費用	26	27
その他の費用	19	24
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(0)
販売事業総利益	162	147
(9) 保管事業収益	14	13
(10) 保管事業費用	0	0
保管事業総利益	13	12
(11) 福祉事業収益	—	24
(12) 福祉事業費用	—	11
(うち貸倒引当金戻入益)	—	(0)
福祉事業総利益	0	12

(単位：百万円)

科 目	6年度	5年度
	(令和6年4月1日～令和7年3月31日)	(令和5年4月1日～令和6年3月31日)
(13) 利用事業収益	195	198
(14) 利用事業費用	84	97
利用事業総利益	110	100
(15) 畜産センター事業収益	—	27
(16) 畜産センター事業費用	—	28
畜産センター事業総損失	—	0
(17) 御食菜采館事業収益	91	81
(18) 御食菜采館事業費用	54	45
御食菜采館事業総利益	36	36
(19) 花さじき直売事業収益	81	79
(20) 花さじき直売事業費用	41	40
花さじき直売事業総利益	40	38
(21) 指導事業収入	14	12
(23) 指導事業支出	20	21
指導事業収支差額	△ 5	△ 8
2 事業管理費	2,055	2,156
(1) 人件費	1,490	1,548
(2) 業務費	126	127
(3) 諸税負担金	84	88
(4) 施設費	319	306
(5) その他事業管理費	34	86
事業利益	700	663
3 事業外収益	296	297
(1) 受取雑利息	2	3
(2) 受取出資配当金	202	198
(3) 賃貸料	40	41
(4) 雑収入	50	54
4 事業外費用	0	0
(1) 支払雑利息	0	0
(2) 寄付金	0	0
経常利益	995	960
5 特別利益	1	27
(1) 固定資産処分益	—	23
(2) 一般補助金	1	3
6 特別損失	0	158
(1) 固定資産処分損	0	14
(2) 減損損失	—	144
税引前当期利益	997	829
法人税・住民税及び事業税	222	229
法人税等調整額	△ 6	19
法人税等合計	216	249
当期剰余金	780	580
当期首繰越剰余金	198	210
組合員営農支援積立金取崩額	2	2
記念事業積立金取崩	—	50
当期末処分剰余金	981	843

3. 注 記 表

注記表《令和6年度》

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準および評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

ア.満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）により評価しています。

イ.子会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

ウ.その他有価証券

・時価のあるもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産の種類		評 価 方 法
購 買 品	単品数量管理品	総平均法に基づく原価法
	売 価 管 理 品	売価還元法に基づく原価法
販 売 品		総平均法に基づく原価法
上 記 以 外		総平均法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権について

は、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程および資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益および費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業（御食菜采館事業、花さじき直売事業含む）

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 利用事業

ライスセンター・ミニライスセンター・育苗センター・共同撰果場・保冷蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「-」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 111,103 千円
(繰延税金負債との相殺前)

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和5年6月に作成した第10次3か年事業経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	金 額
建 物	168,114
機 械 装 置	1,213,636
車 輛 運 搬 具	7,190
器 具 備 品	16,763
合 計	1,405,703

(注) 平成5年10月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

- (2) 為替決済の担保として、定期預金 1,400,000 千円、当座貸越の担保として、定期預金 800,000 千円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

- (3) 子会社等に対する金銭債権の総額 309 千円
子会社等に対する金銭債務の総額 288,136 千円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計額】

- (4) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	金 額
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	5,133
危険債権	31,901
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合 計	37,034

- (注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権(1)
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権(2)
債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（(1)に掲げるものを除く。）です。
3. 三月以上延滞債権(3)
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（(1)および(2)に掲げるものを除く）です。
4. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（(1)、(2)および(3)に掲げるものを除く）です。
5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

4 損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

- (1) 子会社等との取引による収益総額 6,193 千円
うち事業取引高 2,556 千円
うち事業取引以外の取引高 3,636 千円
- (2) 子会社等との取引による費用総額 75 千円
うち事業取引高 54 千円
うち事業取引以外の取引高 20 千円

5 金融商品に関する注記

＜金融商品の状況に関する事項＞

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、債券、株式であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかをチェックし、定期的にはリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

○ 市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.3%上昇したものと想定した場合には、経済価値が129,150千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額も含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについて

は、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	206,312,890	206,096,761	△216,129
有価証券	15,357,841	14,857,021	△500,820
満期保有目的の債券	8,305,250	7,804,430	△500,820
その他有価証券	7,052,591	7,052,591	—
貸出金	36,666,848	—	—
貸倒引当金（*）	11,377	—	—
貸倒引当金控除後	36,655,471	36,330,613	△324,857
資 産 計	258,326,202	257,284,395	△1,041,806
貯金	256,396,543	255,885,866	△510,677
負 債 計	256,396,543	255,885,866	△510,677

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した

額を時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額
外 部 出 資	15,691,422

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	206,312,890	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	600,000	600,000	500,000	1,200,000	200,000	5,200,000
その他の有価証券のうち満期があるもの	—	400,000	—	200,000	400,000	4,600,000
貸出金 (*1、*2)	2,507,978	2,196,832	2,148,624	2,137,513	2,052,506	25,614,061
合 計	209,420,868	3,196,832	2,648,624	3,537,513	2,652,506	35,414,061

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 185,396 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 9,330 千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	245,022,801	8,350,404	2,256,548	126,356	399,545	240,886

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	地方債	1,300,023	1,309,560	9,536
	社債	1,100,420	1,105,210	4,789
	小計	2,400,443	2,414,770	14,326
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	地方債	1,204,848	1,061,100	△143,748
	社債	4,699,957	4,328,560	△371,397
	小計	5,904,806	5,389,660	△515,146
合 計		8,305,250	7,804,430	△500,820

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		取得原価または 償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額
貸借対照表計上額 が取得原価または 償却原価を超える もの	株式	754,311	1,739,025	984,713
	債券	799,381	820,100	20,718
	国債	499,444	510,720	11,275
	地方債	199,937	209,320	9,382
	社債	100,000	100,060	60
	小 計	1,553,693	2,559,125	1,005,432
貸借対照表計上額 が取得原価または 償却原価を超えない もの	株式	75,076	62,386	△12,690
	債券	4,753,396	4,431,080	△322,316
	国債	1,969,190	1,830,260	△138,930
	地方債	402,043	383,380	△18,663
	社債	2,083,149	1,939,760	△143,389
	政府保証債	299,012	277,680	△21,332
小 計	4,828,472	4,493,466	△335,006	
合 計		6,382,165	7,052,591	670,425

(2) 当年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
株 式	69,985	27,838	-

7 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度および一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は111,189千円です。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

項 目	金 額
①期首における退職給付引当金	179,679
②退職給付費用	41,669
③退職給付の支払額	△19,783
④確定給付型年金制度への拠出金	△28,194
⑤期末における退職給付引当金(①+②+③+④)	173,370

(3) 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

項 目	金 額
①退職給付債務	648,661
②確定給付型年金制度の積立額	△475,291
③未積立退職給付債務(①+②)	173,370
退職給付引当金	173,370

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

項 目	金 額
① 勤務費用	41,669

(注)農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金7,544千円は「厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金17,184千円を含めて計上しています。

なお、同組合から示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、121,294千円となっています。

8 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

主 な 内 訳		当 期 末
繰 延 税 金 資 産	未払事業税	14,079
	賞与引当金	18,669
	退職給付引当金	48,711
	役員退職慰労引当金	27,304
	固定資産圧縮損	3,709
	固定資産減損損失	74,929
	そ の 他	20,414
	小 計	207,820
	評価性引当額	△96,716
	合 計	111,103
繰 延 税 金 負 債	その他有価証券評価差額金	△184,098
	合 計	△184,098
繰延税金負債の純額		72,995

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

項 目		当 期 末
法定実効税率		27.46
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.95
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.14
	事業分量配当金	△1.75
	住民税均等割	0.45
	評価性引当額の増減	△1.91
	その他	△0.31
税効果会計適用後の法人税等の負担率		21.74

「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和 8 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 27.46%から 28.17%に変更されますが、その影響は軽微です。

9 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

注記表《令和5年度》

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準および評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

ア.満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）により評価しています。

イ.子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

ウ.その他有価証券

・時価のあるもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産の種類		評価方法
購 買 品	単品数量管理品	総平均法に基づく原価法
	売価管理品	売価還元法に基づく原価法
販 売 品		総平均法に基づく原価法
上 記 以 外		総平均法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程および資産査定事務要領に基づき資産査定部署

が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益および費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業（御食菜采館事業、花さじき直売事業含む）

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 利用事業

ライスセンター・ミニライスセンター・育苗センター・共同撰果場・保冷蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「-」で表示していません。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 105,019 千円
(繰延税金負債との相殺前)

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和5年6月に作成した第10次3か年事業経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 144,369 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、令和5年6月に作成した第10次3か年事業経営計画等を勘案して算出しており、第10次3か年事業経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	金 額
建 物	168,114
機 械 装 置	1,213,636
車 輛 運 搬 具	7,190
器 具 備 品	16,763
合 計	1,405,703

(注) 平成5年10月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済の担保として、定期預金 1,400,000 千円、当座貸越の担保として、定期預金 800,000 千円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額 151 千円
子会社等に対する金銭債務の総額 193,116 千円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計額】

(4) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	金 額
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	57,560
危険債権	10,079
三月以上延滞債権	-
貸出条件緩和債権	-
合 計	67,639

(注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権(3)

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)および(2)に掲げるものを除く)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)および(3)に掲げるものを除く)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

4 損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

(1) 子会社等との取引による収益総額	8,553 千円
うち事業取引高	4,916 千円
うち事業取引以外の取引高	3,636 千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	77 千円
うち事業取引高	1 千円
うち事業取引以外の取引高	76 千円

【減損損失】

(3) 減損損失に関する注記

① グループिंगの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグループングを実施した結果、営業店舗、農業関連施設、生活関連施設については支店ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸資産）については各固定資産をグループングの最小単位としています。

本店等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

② 減損損失を計上した資産または資産グループの概要と減損損失の内訳

(単位：千円)

用 途	種 類	場 所	金 額
遊休資産	土地および建物	淡路市下司	799 内訳（土地 789） （建物 9）
遊休資産	土 地	淡路市生穂	7,851
賃貸資産	土 地	淡路市塩田	135,718

③ 減損損失の認識に至った経緯

遊休資産については、処分可能額で評価し、減損損失を認識しました。

賃貸資産については、収益性が低下したため、減損損失を認識しました。

④ 回収可能価額の算定方法等

遊休資産、賃貸資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額および不動産鑑定評価額に基づいて算定しています。

5 金融商品に関する注記

＜金融商品の状況に関する事項＞

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、債券、株式であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかをチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

○ 市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が28,837千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額も含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	217,526,172	217,460,772	△65,399
有価証券	13,086,035	12,919,264	△166,771
満期保有目的の債券	8,108,561	7,941,790	△166,771
その他有価証券	4,977,474	4,977,474	-
貸出金	34,585,884	-	-
貸倒引当金（*）	△10,862	-	-
貸倒引当金控除後	34,575,022	34,851,333	276,310
資 産 計	265,187,230	265,231,370	△44,140
貯金	263,462,342	263,354,995	△107,346
負 債 計	263,462,342	263,354,995	△107,346

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額
外 部 出 資	15,690,092
合 計	15,690,092

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

種 類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	217,526,172	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	300,000	600,000	600,000	500,000	1,200,000	4,900,000
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	300,000	-	200,000	2,800,000
貸出金 (*1、*2)	2,384,806	2,061,273	1,907,075	1,854,595	1,766,489	24,600,854
合 計	220,210,978	2,661,273	2,807,075	2,354,595	3,166,489	32,300,854

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 204,905 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 10,790 千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

種 類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金 (*)	251,878,004	2,239,900	8,951,747	59,547	107,758	225,382
合 計	251,878,004	2,239,900	8,951,747	59,547	107,758	225,382

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	地方債	1,800,503	1,854,390	53,886
	社債	1,500,553	1,530,510	29,956
	小計	3,301,057	3,384,900	83,842
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	地方債	906,404	844,880	△61,524
	社債	3,901,099	3,712,010	△189,089
	小計	4,807,503	4,556,890	△250,613
合 計		8,108,561	7,941,790	△166,771

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		取得原価または 償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額
貸借対照表計上額 が取得原価または 償却原価を超える もの	株式	774,039	1,668,369	894,329
	債券	1,495,194	1,551,500	56,305
	国債	593,595	622,420	28,824
	地方債	302,716	323,870	21,153
	社債	499,940	506,030	6,089
	その他	98,940	99,180	239
	小 計	2,269,233	3,219,869	950,635
貸借対照表計上額 が取得原価または 償却原価を超えない もの	株式	29,228	28,384	△843
	債券	1,786,838	1,729,220	△57,618
	国債	685,567	666,100	△19,467
	地方債	99,440	99,360	△80
	社債	1,001,830	963,760	△38,070
	小 計	1,816,067	1,757,604	△58,462
合 計		4,085,300	4,977,474	892,173

(2) 当年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
株 式	112,604	22,475	-
合 計	112,604	22,475	-

7 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度および一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は114,554千円です。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

項 目	金 額
①期首における退職給付引当金	201,522
②退職給付費用	50,024
③退職給付の支払額	△42,678
④確定給付型年金制度への拠出金	△29,189
⑤期末における退職給付引当金	179,679

(3) 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

項 目	金 額
①退職給付債務	671,073
②確定給付型年金制度の積立額	△491,393
③未積立退職給付債務 (①+②)	179,679
退職給付引当金	179,679

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

項 目	金 額
①勤務費用	50,024

(注)農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金7,654千円は「厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金18,398千円を含めて計上しています。

なお、同組合から示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、143,386千円となっています。

8 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

主 な 内 訳		当 期 末
繰 延 税 金 資 産	未払事業税	14,502
	賞与引当金	18,293
	退職給付引当金	49,339
	役員退職慰労引当金	48,120
	固定資産圧縮損	3,849
	固定資産減損損失	73,268
	そ の 他	13,455
	小 計	220,830
	評価性引当額	△115,810
	合 計	105,019
繰 延 税 金 負 債	その他有価証券評価差額金	△244,990
	合 計	△244,990
繰延税金負債の純額		139,971

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

項 目		当 期 末
法定実効税率		27.46
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.89
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.68
	事業分量配当金	△1.75
	住民税均等割	0.54
	評価性引当額の増減	5.45
	その他	0.14
税効果会計適用後の法人税等の負担率		30.06

9 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

4. 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

区 分	6年度	5年度
1. 当期末処分剰余金	981	843
2. 剰余金処分量	779	645
(1) 利益準備金	—	—
(2) 任意積立金	662	542
(組合員営農支援積立金)	2	2
(経営基盤強化積立金)	—	—
(事業基盤強化積立金)	70	50
(信用事業基盤強化積立金)	80	60
(有価証券価格変動積立金)	150	100
(信用事業機器整備積立金)	60	50
(営農経済事業基盤強化積立金)	70	100
(事務所・施設整備積立金)	—	—
(災害対応積立金)	80	50
(組織活動強化積立金)	—	—
(施設更新積立金)	120	100
(特別積立金)	30	30
(3) 出資配当金	52	49
(4) 事業分量配当金	63	52
3. 次期繰越剰余金	202	198

- (注) 1. 出資配当は、次の割合です。
 令和6年度 3.0 %
 令和5年度 2.8 %
2. 事業分量配当の基準は、次のとおりです。(いずれも組合員利用者への配当です。)
 令和6年度 ① 購買品ご利用額
 ア.対万100円の割合
 イ.経済諸情勢に対し、対万30円の割合
 ② 共通販売精算書等に基づく販売振込額
 ア.対万20円の割合
 イ.経済諸情勢に対し、対万90円の割合
 令和5年度 ① 購買品ご利用額
 ア.対万100円の割合
 イ.経済諸情勢に対し、対万20円の割合
 ② 共通販売精算書等に基づく販売振込額
 ア.対万20円の割合
 イ.経済諸情勢に対し、対万80円の割合
3. 次期繰越剰余金には、教育、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。
 令和6年度 40 百万円
 令和5年度 40 百万円
4. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額は次の通りです。

(単位：百万円)

種 類	積立目的	積立目標額	積立現在額
組合員営農支援積立金	「組合員の農業所得増大」に向けた資金調達に対する利子等補給を組合員に行うために積み立てる	100百万円	50
経営基盤強化積立金	新たな会計基準の採用、会計基準の変更および社会保険制度の変更等による損失の発生に備えるために積み立てる	500百万円	500
事業基盤強化積立金	経営環境の変化に対応し、事業基盤強化に必要な資金を積み立てる	期末総資産の1/100	2,650
信用事業基盤強化積立金	金融情勢の激変に対応し、安定した事業基盤を確立するために必要な資金を積み立てる	期末貯金、定期積金総額1/100	1,900
有価証券価格変動積立金	有価証券の変動価格リスクおよび売買における損失発生に備えるため、積み立てる	1,500百万円	1,410
信用事業機器整備積立金	信用事業に対する機器の取得・更新・維持管理などの資金を積み立てる	500百万円	340
営農経済事業基盤強化積立金	営農経済事業において、一般経済情勢などの激変に対応し、安定した事業基盤を確立するために積み立てる	1,500百万円	1,280
事務所・施設整備積立金	事務所建物および営農関係施設を取得・処分に係る費用および取得後の減価償却費ならびに減損損失処理などの費用にあてるため積み立てる	800百万円	800
災害対応積立金	自然災害や人為災害などによる臨時の費用の発生に備えてあらかじめ必要な資金を積み立てる	1,500百万円	1,280
組織活動強化積立金	事業を安定的に運営するため、組合員および地域社会で生活する方々がJA活動に参加していただく資金を積み立てる	毎事業年度末積立後残高30百万円	30
施設更新積立金	JA施設の更新などに必要な費用(付随費用を含む)に充てるため積み立てる	1,000百万円	490

5. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。

 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。

 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年7月22日

淡路日の出農業協同組合

代表理事組合長

相坂 有俊

6. 部門別損益計算書

(令和6年度)

(単位：百万円)

区 分	計	信用 事業	共済 事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共通管理費等
事業収益 ①	5,209	2,036	671	2,385	101	14	
事業費用 ②	2,454	547	36	1,770	78	20	
事業総利益 ③ (①-②)	2,755	1,488	634	614	22	△ 5	
事業管理費 ④ (うち減価償却費⑤)	2,055 (126)	780 (24)	422 (8)	774 (91)	29 (1)	48 (0)	
※うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦)		276 (18)	125 (8)	276 (18)	9 (0)	9 (0)	△ 697 (△ 46)
事業利益 ⑧ (③-④)	700	708	212	△ 159	△ 6	△ 53	
事業外収益 ⑨	296	116	52	118	3	4	
※うち共通分⑩		116	52	116	3	4	△ 293
事業外費用 ⑪	0	0	0	0	0	0	
※うち共通分⑫		0	0	0	0	0	0
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	995	824	264	△ 41	△ 2	△ 49	
特別利益 ⑭	1	0	0	0	0	0	
※うち共通分⑮		0	0	0	0	0	△ 1
特別損失 ⑯	—	—	—	—	—	—	
※うち共通分⑰		—	—	—	—	—	—
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	997	825	265	△ 40	△ 2	△ 49	
営農指導事業分配賦額 ⑲		26	11	11	0	△ 49	
営農指導事業分配賦後税引前当期 利益 ⑳ (⑱-⑲)	997	798	253	△ 51	△ 3		

※ ①、②は、各事業相互間の内部損益を除去する前の金額としています。

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注) 1. 共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割 + 人件費を除いた事業管理費割 (共通管理費配賦前) + 事業総利益割) の平均値

(2) 営農指導事業

事業総利益割

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共 通 管 理 費 等	39.7	18.0	39.6	1.3	1.4	100%
営 農 指 導 事 業	53.9	23.0	22.3	0.8		100%

7. 独立監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

<本報告書は謄本に相違ありません>

令和7年5月26日

淡路日の出農業協同組合

理事会 御中

みのり監査法人

東京都港区

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士 安田 智 則

公認会計士 岸 田 卓

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、淡路日の出農業協同組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の剰余金処分案を除く計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、部門別損益計算書、子会社の事業報告である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等の監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続組合の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続組合に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続組合を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続組合として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適切に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、淡路日の出農業協同組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の剰余金処分案（剰余金処分案に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令又は定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令又は定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令又は定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、人、千口、%)

項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
事業総利益	2,844	2,814	2,977	2,819	2,755
信用事業利益	1,563	1,561	1,631	1,565	1,488
共済 //	694	685	663	652	634
農業関連 //	562	544	661	579	614
その他 //	24	23	21	22	17
経常利益	753	847	1021	960	995
当期剰余金	564	702	683	580	780
出資金	1,852	1,844	1,807	1,793	1,779
(出資口数)	(1,852)	(1,844)	(1,807)	(1,793)	(1,779)
純資産額	18,095	18,807	19,403	20,281	20,781
総資産額	279,076	281,273	286,832	286,497	279,686
貯金残高	258,477	260,098	264,944	263,462	256,396
貸付金残高	32,134	31,888	33,262	34,585	36,666
有価証券残高	6,478	7,215	9,222	13,086	15,357
剰余金配当額	65	98	111	102	116
出資配当額	36	45	53	49	52
利用高配当金	29	53	57	52	63
職員数	283	286	267	249	241
単体自己資本比率	18.24	18.66	18.74	19.04	20.14

- (注) 1. 事業総利益は各事業総利益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取扱いは行っていません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

2. 利益総括表 (信用事業)

(単位：百万円、%)

項目	令和6年度	令和5年度	増減
資金運用収支	1,612	1,689	△ 76
役務取引等収支	29	29	0
その他信用事業収支	△ 150	△ 153	3
信用事業粗利益	1,488	1,565	△ 76
(信用事業粗利益率)	(0.567)	(0.585)	(△ 0.018)
事業粗利益	2,755	2,819	△ 64
(事業粗利益率)	(0.961)	(0.968)	(△ 0.0072)
事業純益	688	1,260	△ 572
実質事業純益	700	1,282	△ 582
コア事業純益	668	722	△ 53
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	456	496	△ 40

- (注) 1. その他信用事業収支＝その他事業収益＋その他経常収益－その他直接費用
－その他経常費用
2. 信用事業粗利益＝信用事業収益（その他経常費用除く。）
－信用事業費用（その他経常費用を除く。）
＋金銭の信託運用見合費用
3. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産平均残高×100
4. 事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益
－信用事業に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用
＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取出資配当金
＋金銭の信託運用見合費用
5. 事業粗利益率＝事業総利益／総資産平均残高×100
6. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額
7. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
8. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
9. コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）＝コア事業純益－投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	令和6年度			令和5年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	261,741	1,778	0.679	266,409	1,727	0.648
うち預金	212,911	1,182	0.555	221,803	1,182	0.533
うち有価証券	13,837	240	1.736	11,027	194	1.764
うち貸出金	34,993	355	1.016	33,578	350	1.043
資金調達勘定	260,026	277	0.107	265,193	174	0.066
うち貯金・定期積金	259,950	276	0.106	265,133	173	0.066
うち借入金	75	0	0.831	59	0	0.931
総資金利ざや	—	—	0.277	—	—	0.292

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回りの＋経費率)
経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定(貯金・定期積金＋借入金)平均残高
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度増減額	令和5年度増減額
受取利息	51	△ 50
うち預金	0	△ 54
うち有価証券	46	21
うち貸出金	5	△ 17
支払利息	103	△ 69
うち貯金・定期積金	103	△ 69
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	0	0
差 引	△ 52	19

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和5年度
流動性貯金	66,418 (25)	63,351 (23)
定期性貯金	193,481 (74)	201,737 (76)
譲渡性貯金	- (-)	- (-)
その他	42 (0)	46 (0)
合計	259,941 (100)	265,136 (100)

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. ()内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和5年度
定期貯金	185,504 (100)	195,954 (100)
固定自由金利定期	185,503 (100)	195,953 (100)
変動自由金利定期	1 (-)	1 (-)

- (注) 1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. ()内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
手形貸付	-	-	-
証書貸付	34,799	33,172	1,627
当座貸越	197	214	△ 16
割引手形	-	-	-
金融機関貸付	-	191	△ 191
合計	34,996	33,578	1,418

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
固定金利貸出	16,977 (46)	15,061 (44)	1,916
変動金利貸出	19,494 (53)	19,308 (56)	186
その他金利貸出	194 (1)	216 (1)	△ 22
合計	36,666 (100)	34,585 (100)	2,080

- (注) ()内は構成比です。
 その他は、当座貸越、無利息等固定、変動の区別のないもの。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
貯金・定期積金等	713	764	△ 50
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	1	2	△ 1
そ の 他 担 保 物	0	1	△ 1
小 計	714	767	△ 52
農業信用基金協会保証	25,247	25,496	△ 249
そ の 他 保 証	1,543	1,585	△ 42
小 計	26,790	27,081	△ 292
信 用	9,162	6,736	2,425
合 計	36,666	34,585	2,081

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
貯金・定期積金等	-	-	-
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	-	-	-
そ の 他 担 保 物	-	-	-
小 計	-	-	-
信 用	-	-	-
合 計	-	-	-

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
設 備 資 金	32,508 (89)	30,013 (87)	2,495
運 転 資 金	4,158 (11)	4,572 (13)	△ 414
合 計	36,666 (100)	34,585 (100)	2,081

(注) ()内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
農業	633 (1.73)	615 (1.78)	18
林業	33 (0.09)	34 (0.10)	△ 1
水産業	728 (1.99)	739 (2.14)	△ 11
製造業	5,733 (15.64)	5,941 (17.18)	△ 208
鉱業	278 (0.76)	253 (0.73)	25
建設・不動産業	3,141 (8.57)	3,206 (9.27)	△ 65
電気・ガス・熱供給・水道業	621 (1.69)	658 (1.90)	△ 37
運輸・通信業	1,888 (5.15)	1,960 (5.67)	△ 72
金融・保険業	326 (0.89)	343 (0.99)	△ 17
卸売・小売・サービス業・飲食業	11,048 (30.13)	11,178 (32.32)	△ 130
地方公共団体	9,136 (24.92)	6,705 (19.39)	2,431
非営利法人	0 (0.00)	0 (0.00)	0
その他	3,095 (8.44)	2,946 (8.52)	149
合 計	36,666 (100.00)	34,585 (100.00)	2,081

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
農業	405	458	△ 53
穀作	41	52	△ 11
野菜・園芸	82	82	0
果樹・樹園農業	24	30	△ 6
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	104	121	△ 17
養鶏・養卵	0	0	0
養蚕	—	—	—
その他農業	154	173	△ 19
農業関連団体等	—	—	—
合 計	405	458	△ 53

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
プロパー資金	345	390	△ 45
農業制度資金	62	71	△ 9
農業近代化資金	36	39	△ 3
その他制度資金	26	31	△ 5
合 計	407	461	△ 54

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他の制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
その他	—	—	—
合 計	—	—	—

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び 金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保全額					
		担保	保証	引当	合計		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6年度	5	—	5	—	5	
	5年度	57	—	57	—	57	
危険債権	6年度	31	—	31	—	31	
	5年度	10	—	10	—	10	
要管理債権	6年度	—	—	—	—	—	
	5年度	—	—	—	—	—	
	三月以上延滞債権	6年度	—	—	—	—	—
		5年度	—	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	6年度	—	—	—	—	—
5年度		—	—	—	—	—	
小 計	6年度	37	—	37	—	37	
	5年度	67	—	67	—	67	
正常債権	6年度	36,651					
	5年度	34,539					
合 計	6年度	36,688					
	5年度	34,607					

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
 2. 危険債権
 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
 3. 要管理債権
 4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取り引きはありません

⑩ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度					令和5年度				
	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	10	11	—	10	11	20	10	—	20	10
個別貸倒引当金	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
合 計	10	11	—	10	11	20	10	—	20	10

⑪ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項目	令和6年度	令和5年度
貸出金償却額	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和6年度		令和5年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・ 振込為替	件 数	25	230	23	229
	金 額	33,823	44,029	29,144	41,798
代金取立為替	件 数	0	0	0	0
	金 額	81	0	5	0
雑為替	件 数	0	0	0	0
	金 額	1,122	49,252	1,141	50,118
合 計	件 数	26	231	24	231
	金 額	35,027	93,282	30,292	91,916

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
国 債	1,814	1,004	810
地 方 債	3,130	2,884	246
政 府 保 証 債	266	12	266
金 融 債	100	81	100
短 期 社 債	—	—	—
社 債	2,503	4,176	△ 1,673
株 式	5,056	795	4,261
そ の 他 証 券	814	1,978	△ 1,164
合 計	13,686	10,933	2,753

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取り引きはありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
〈令和6年度〉								
国 債	406	104	197	—	765	865	—	2,340
地 方 債	404	905	393	209	665	385	—	2,963
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	802	794	97	379	1,616	4,060	—	7,751
株 式	—	—	—	—	—	—	1,801	1,801
その他証券	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,613	1,803	689	582	3,048	6,786	1,801	14,857
〈令和5年度〉								
国 債	—	316	108	—	—	863	—	1,288
地 方 債	300	400	899	199	420	909	—	3,130
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	800	803	—	1,399	3,967	—	6,970
株 式	—	—	—	—	—	—	1,696	1,696
その他証券	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	300	1,516	1,811	199	1,819	5,741	1,696	13,086

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債権]

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地 方 債	1,300	1,309	9	1,800	1,854	53
	社 債	1,100	1,105	4	1,500	1,530	29
	小 計	2,400	2,414	14	3,301	3,384	83
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地 方 債	1,204	1,061	△ 143	906	844	△ 61
	社 債	4,699	4,328	△ 371	3,901	3,712	△ 189
	小 計	5,904	5,389	△ 515	4,807	4,556	△ 250
合 計		8,305	7,804	△ 500	8,108	7,941	△ 166

[その他有価証券]

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和5年度		
		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	株 式	754	1,739	984	774	1,668	894
	債 券	799	820	20	1,495	1,551	56
	国債	499	510	11	593	622	28
	地方債	199	209	9	302	323	21
	社債	100	100	0	499	506	6
	その他証券	-	-	-	98	99	0
	小 計	1,553	2,559	1,005	2,269	3,219	950
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	株 式	75	62	△ 12	29	28	0
	債 券	4,753	4,431	△ 322	1,786	1,729	△ 57
	国債	1,969	1,830	△ 138	685	666	△ 19
	地方債	402	383	△ 18	99	99	0
	社債	2,083	1,939	△ 143	1,001	963	△ 38
	政府保証債	299	277	△ 21	-	-	-
	小 計	4,828	4,493	△ 335	1,816	1,757	△ 58
合 計		6,382	7,052	670	4,085	4,977	892

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済事業

(1) 年金共済保有高

(単位：件、百万円)

種 類		令和6年度		令和5年度		
		件数	金額	件数	金額	
生命系	終身共済	11,741	84,298	11,706	89,881	
	定期生命共済	416	4,559	370	4,138	
	養老生命共済		4,574	23,136	5,040	27,176
		内こども共済	3,310	11,378	3,401	12,359
	医療共済	7,653	1,780	7,676	2,067	
	がん共済	2,201	608	2,197	631	
	定期医療共済	168	730	180	789	
	介護共済	1,800	3,210	1,670	2,777	
	認知症共済	116		111		
	生活障害共済	623		581		
	特定重度疫病共済	799		679		
年金共済	6,954	30	7,099	30		
建物更生共済		19,609	262,060	20,393	267,927	
合 計		56,654	380,413	57,702	395,418	

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(付加された定期特約金額等を含む)を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類		令和6年度		令和5年度	
		件数	金額	件数	金額
医療共済		7,653	572	7,676	515
がん共済		2,201	14	2,197	14
定期医療共済		168	0	180	0
合 計		10,022	587	10,053	531

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類		令和6年度		令和5年度	
		件数	金額	件数	金額
介護共済		1,800	4,268	1,670	3,728
認知症共済		116	248	111	291
生活障害共済(一時金型)		431	3,251	385	3,112
生活障害共済(定期年金型)		192	206	196	221
特定重度疫病共済		799	1,451	679	1,346
合 計		3,338	9,426	3,041	8,699

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度		令和5年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 金 開 始 前	4,643	2,589	4,775	2,717
年 金 開 始 後	2,311	1,155	2,324	1,150
合 計	6,954	3,745	7,099	3,868

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度			令和5年度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	809	11,957	9	810	11,628	8
自 動 車 共 済	12,831		501	12,744		495
傷 害 共 済	14,101	45,253	6	14,157	45,163	6
団 体 定 期 生 命 共 済	—	—	—	—	—	0
定 額 定 期 生 命 共 済	3	12	0	3	12	0
賠 償 責 任 共 済	331		0	336		0
自 賠 責 共 済	4,687		75	4,677		75
合 計	32,762		593	32,727		586

「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線を記載しています。

3. 購買事業

(1) 購買事業取扱実績

(単位：百万円)

種 類		令和6年度	令和5年度
		供給高	供給高
生産資材	肥料	284	267
	飼料	751	890
	農薬	196	193
	農業機械	267	233
	生産資材	144	152
	販売資材	100	113
	自動車	171	152
	燃料	—	—
	その他	—	—
	計	1,916	2,003
生活物資	米	—	—
	生鮮食品	—	—
	一般食品	93	93
	衣料品	3	3
	耐久消費財	55	55
	日用保健雑貨	64	64
	家庭燃料	—	—
	その他	—	—
計	217	217	
合計	2,133	2,220	

4. 販売事業

(1) 受託販売品取扱実績

(単位：百万円)

種 類		令和6年度	令和5年度
		取扱高	取扱高
米		574	382
麦		—	—
豆・雑穀		—	—
野菜		959	1,113
果実		146	133
花き・花木		190	261
畜産物		2,601	2,097
その他		214	203
合計		4,686	4,193

5. 保管事業

(単位：百万円)

種 類		令和6年度	令和5年度
収 益	保 管 料	14	13
	荷 役 料	—	—
	そ の 他	—	—
	計	14	13
費 用	倉 庫 材 料 費	—	0
	倉 庫 労 務 費	—	—
	そ の 他 経 費	0	0
	計	0	0

6. 福祉事業

(単位：百万円)

種 類		令和6年度	令和5年度
収 益	福 祉 事 業 収 益	—	0
	介 護 保 険 事 業 収 益	—	24
	そ の 他 収 益	—	—
	計	—	24
費 用	福 祉 事 業 費 用	—	0
	介 護 保 険 事 業 費 用	—	11
	そ の 他 経 費	—	—
	計	—	11

7. 利用事業

(単位：百万円)

種 類	令和6年度		令和5年度	
	収益	費用	収益	費用
ライスセンター	32	18	34	19
ソイル・受託・農機・精米	10	2	8	1
育苗センター	41	28	42	41
予冷库・冷蔵庫	8	2	11	2
会館・施設	0	—	0	—
そ の 他	0	0	0	0
授 精	60	23	60	21
生 乳	—	—	0	—
畜 産 そ の 他	39	14	40	13
合 計	195	88	198	100

8. 農業経営事業（畜産センター事業および野菜栽培）

(単位：百万円)

種 類		令和6年度	令和5年度
収 益	センター事業収益	—	27
	野菜栽培収益	—	—
	計	—	27
費 用	センター事業費用	—	28
	野菜栽培費用	—	—
	計	—	28

9. 御食菜采館事業

(単位：百万円)

種 類		令和6年度	令和5年度
収 益		91	81
費 用		54	45
差 引		36	36

10. 花さじき直売事業

(単位：百万円)

種 類		令和6年度	令和5年度
収 益		81	79
費 用		41	40
差 引		40	38

11. 指導事業

(単位：百万円)

種 類		令和6年度	令和5年度
収 益	営農指導収入	11	9
	畜産指導収入	3	3
	計	14	12
費 用	営農指導支出	14	15
	畜産指導支出	6	5
	計	20	21

12. レンタル事業

(単位：百万円)

種 類		令和6年度	令和5年度
収 益		8	6
費 用		5	5
差 引		14	0

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項 目	6年度	5年度	増 減
総資産経常利益率	0.347	0.330	0.017
資本経常利益率	5.069	5.019	0.050
総資産当期純利益率	0.272	0.199	0.073
資本当期純利益率	3.973	3.031	0.943

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率
 ＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		6年度	5年度	増 減
貯貸率	期 末	14.301	13.127	1.173
	期中平均	13.461	12.665	0.797
貯証率	期 末	5.990	4.967	1.023
	期中平均	5.323	4.159	1.164

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	6年度	5年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	20,179	19,532
うち、出資金及び資本準備金の額	1,779	1,793
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	18,525	17,847
うち、外部流出予定額 (△)	116	102
うち、処分未決持分	△9	6
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	11	11
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	11	11
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の管理に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	20,190	19,543
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	0	0
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	0	0
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	0	0

自己資本			
自己資本の額（イ）－（ロ）	（ハ）	20,189	19,085
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		97,000	97,204
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		—	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額			—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー			—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿面額の差額に係るものの額			—
うち、上記以外に該当するものの額			—
マーケット・リスク相当額の合計額を11パーセントで除して得た額		—	
勘定間の振替分		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		3,203	5,403
信用リスク・アセット調整額			—
フロア調整額		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額			—
リスク・アセット等の額の合計額		100,204	102,607
自己資本比率			
自己資本比率（ハ）／（二）		20.14	19.04

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	5年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	308	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,280	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	9,827	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	1,100	110	4
我が国の政府関係機関向け	500	40	1
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	217,629	43,525	1,741
法人等向け	3,569	1,669	66
中小企業等向け及び個人向け	397	110	4
抵当権付住宅ローン	1,581	477	19
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	0	0	0
取立未済手形	263	52	2
信用保証協会等保証付	25,511	2,526	101
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—
出資等	1,409	1,409	56
（うち出資等のエクスポージャー）	1,409	1,409	56
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
上記以外	22,236	47,282	1,891
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	1,801	4,503	180
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	15,084	37,710	1508
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	0	0	0
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	5,350	5,067	202
証券化	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—

(うち非STC適用分)	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー)	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	—	—	—
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	285,615	97,204	3,888
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	
	a	b=a×4%	
	5,403	216	
所要自己資本総計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	
	A	B=A×4%	
	102,607	4,104	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取り引きにかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

8. JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

② 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本比率の額ならびに区分ごとの内訳

（単位：百万円）

		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	355	0	0
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,471	0	0
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	12,256	0	0
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	1,100	110	4
	我が国の政府関係機関向け	899	59	2
	地方三公社向け	94	18	0
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	206,462	41,292	1,651
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	3,233	1,300	52
	（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	215	144	5
	（うちトランザクター向け）	17	7	0
	不動産関連向け	1,388	1,041	41
	（うち自己居住用不動産等向け）	1,388	1,041	41
	（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—
	（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
	（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
	（うちADC向け）	—	—	—
	劣後債券及びその他資本性証券等	600	600	24
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	2	3	0
	自己居住用不動産等向けエクスポージャー	—	—	—

に係る延滞			
取立未済手形	236	47	1
信用保証協会等による保証付	25,041	2,504	100
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
株式等	1,436	1,436	57
共済約款貸付	—	—	—
上記以外	22,359	48,440	1937
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	2,302	5,756	230
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	15,084	37,710	1508
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	0	0	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	4,972	4,972	198
証券化	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—
(短期STC要件適用分)	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—
(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—
(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—

	(うちフォールバック方式)	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置によりリ スク・アセットの額に算入されなかったも の額(△)	—	—	—
	標準的手法を運用するエクスポージャー計	—	—	—
	CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	—	—	—
	中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)			97,000	3880
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た 額 a			所要自己資本額 b=a×4%
	3,203			128
所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母)合計 a			所要自己資本額 b=a×4%
	100,204			4,008

③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,203
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	128
B I	2,135
B I C	256

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	令和6年度					令和5年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	273,508	36,502	13,887	—	0	280,046	34,401	11,416	—	—
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計	279,076	36,503	13,887	—	2	285,618	34,401	11,416	—	2
法人	農業	80	80	—	—	72	72	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	234	—	200	—	—	229	—	200	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	3,110	—	3,110	—	—	2,910	—	2,910	—
	運輸・通信業	672	—	600	—	—	372	—	300	—
	金融・保険業	207,100	—	501	—	—	218,058	—	300	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	202	3	—	—	—	175	4	—	—
	日本国政府・地方公共団体	10,970	8,498	2,471	—	—	7,697	6,416	1,280	—
	上記以外	23,641	660	7,002	—	—	22,730	314	6,423	—
	個人	27,494	27,260	—	—	—	27,799	27,594	—	—
その他	5,145	—	—	—	2	5,171	—	—	—	
業種別残高計	279,076	36,503	13,887	—	2	285,618	34,401	11,416	—	
残存期間別	1年以下	206,496	163	600	—	—	101	301	—	—
	1年超3年以下	2,077	567	1,502	—	2,203	699	1,501	—	—
	3年超5年以下	3,459	1,453	2,004	—	2,791	887	1,904	—	—
	5年超7年以下	1,417	1,016	401	—	1,153	953	200	—	—
	7年超10年以下	7,752	4,752	2,699	—	4,615	2,910	1,704	—	—
	10年超	35,026	28,344	6,680	—	34,520	28,717	5,802	—	—
	期限定めのないもの	16,866	206	0	—	17,153	131	0	—	—
残存期間別残高計	279,076	36,503	13,887	—	2	285,618	34,401	11,416	—	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融

機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取り引きのものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

② 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額 (単位：百万円)

区 分	令和6年度						令和5年度					
	期首残高	期中増額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	10	11	—	10	11		20	10	—	20	10	
個別貸倒引当金	0	0	—	0	0		0	0	—	0	0	
地域別	国内	0	—	0	0		0	—	0	0	0	
	国外	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
	地域別	0	—	0	0		0	—	0	0	0	
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
業種別計	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—

③ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

[令和6年度]

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	$F=(E/(C+D))$
現金	0	355	—	355	—	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	2,471	—	2,471	—	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	12,256	—	12,256	—	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	1,100	—	1,100	—	110	10
我が国の政府関係機関向け	10~20	899	—	899	—	59	7
地方三公社向け	20	94	—	94	—	18	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	206,462	—	206,462	—	41,292	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	3,249	—	3,249	—	1,300	40
（うち特定貸付債権向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	846	412	166	48	144	67
（うちトランザクター向け）	45	—	172	—	17	7	45
不動産関連向け	20~150	1,394	—	1,388	—	1,041	75
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	1,394	—	1,388	—	1,041	75
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	600	—	600	—	600	100
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50~150	2	0	2	0	3	150
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	236	—	236	—	47	20
信用保証協会等による保証付	0~10	25,260	—	25,260	—	2,504	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—

株式等	250~400	1,436	—	1,436	—	1,436	100
共済納付金	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100~1250	22,359	—	22,359	—	48	217
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400	2,302	—	2,302	—	5,756	250
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	15,084	—	15,084	—	37,710	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	273	—	273	—	683	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	—	—	—	—	—	—
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	4,972	—	4,972	—	4,972	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	—	—	—	—	—	97,000	—

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

④ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和6年度]

(単位:百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)											合計	
	0%	20%	50%	100%	150%	その他							
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,471,874											2,471,874	
外国の中央政府及び中央銀行向け												0	
国際決済銀行等向け												0	
我が国の地方公共団体向け	12,256,938											12,256,938	
外国の中央政府等以外の公共部門向け												0	
地方公共団体金融機構向け		1,100,120										1,100,120	
我が国の政府関係機関向け	299,655	599,895										899,551	
地方三公社向け			94,011									94,011	
国際開発銀行向け												0	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	206,462,881											206,462,881	
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)												0	
カバード・ボンド向け												0	
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	1,094,850	2,108,795					27,490					3,233,610	
(うち特定貸付債権向け)												0	
劣後債権及びその他資本性証券等			600,526									600,526	
株式				1,436,645								1,436,645	
中堅中小企業等向け及び個人向け		17,280		160,530		15,572				1,231		215,029	
(うちトランザクター向け)		17,280										17,280	
不動産関連向け	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
うち自己居住用不動産等向け											#####		#####
不動産関連向け	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
うち賃貸用不動産向け													
不動産関連向け	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
うち事業用不動産関連向け													
不動産関連向け	60%	その他	合計										
うちその他不動産関連向け													
不動産関連向け	100%	150%	その他	合計									
うちA D C向け													
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)						2,071	その他	合計					
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞													0
現金	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
取立未済手形				236,603									236,603
信用保証協会等による保証付株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		25,039,790					2,185						25,041,975
共済約款貸付													0

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク 削減効果 勘案後残高	リスク・ウエイト0%	—	11,416	11,416
	リスク・ウエイト2%	—	—	—
	リスク・ウエイト4%	—	—	—
	リスク・ウエイト10%	—	26,770	26,770
	リスク・ウエイト20%	217,103	790	217,893
	リスク・ウエイト35%	—	1,363	1,363
	リスク・ウエイト50%	3,116	—	3,116
	リスク・ウエイト75%	—	146	146
	リスク・ウエイト100%	32	6,476	6,508
	リスク・ウエイト150%	—	—	—
	リスク・ウエイト250%	—	16,886	16,886
	その他	—	0	0
リスク・ウエイト 1250%		—	—	—
計		220,252	63,850	284,102

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付けを使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付けを使用していないものを表示しています。なお、格付けは適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したもののについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑥ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与信相当 額の合計額 (CCF・信用リスク削 減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	250948114	—	—	250038282
40%~70%	2108795	172800	10%	2126075
75%	1528950	229151	13%	1549149
80%	—	0	10%	0
85%	—	—	—	—
90%~100%	43322	594	10%	43063
105%~130%	—	—	—	—
150%	602548	490	10%	602597
250%	1337345	—	—	1337345
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	247	9838	10%	1231
合計	256569324	412875	12%	255697744

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引引きをいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA⁻又はA3以上、算定基準日に長期格付がBBB又はBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	5 年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリ バティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	99	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—
法人等向け	2	—	—
中小企業等向け及び個人向け	14	—	—
抵当権住宅ローン	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	13	—	—
合 計	30	99	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」（証券化エクスポージャー）とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. クレジット・デリバティブ」とは、第三者の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、当該第三者に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	
我が国の政府関係機関向け	—	299	

地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを 含む。）	2	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	20	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを 除く。）	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポー ジャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	22	299	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引ははありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取り引きはありません。

7. CVAリスクに関する事項

CVA リスクを算出すべき派生商品の取引はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手順の概要

自己資本比率の算出上で考慮すべき「オペレーショナル・リスク」は、P.19「リスク管理の状況」に記載しているオペレーショナル・リスク、事務リスク、システムリスク等が該当し、それぞれ記載の管理方法で管理しています。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC およびFC の額は告示第 249 条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第 250 条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取り引きについては企画管理部門が適切な執行をしているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた联合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和6年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	1801	1801	1,696	1,696
非上場	99	99	99	99
合計	1900	1900	1,796	1,796

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和6年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
27	-	-	22	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(その他有価証券の評価損益等)

(単位：百万円)

令和6年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
984	0	894	0

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和6年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取り引きはありません。

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際は、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

◇リスク管理の方法および手順の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手法を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定方法の概要

当JAでは、市場金利が上下に2%変動した時に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として四半期ごとに算出しています。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によ

って随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- 複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明

内部モデルは使用しておりません。

- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点

特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

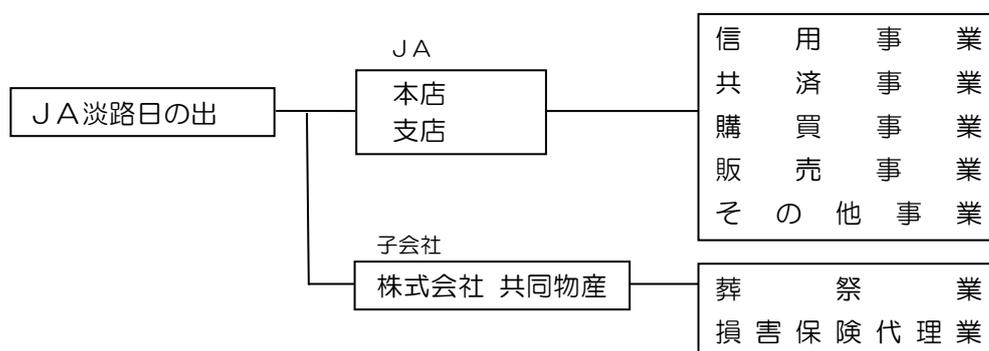
IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,044	1,026	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	77	19
3	スティーブ化	1,651	1,465		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	201	33		
7	最大値	1,651	1,465	77	19
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	19,547		19,085	

VI 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

J A淡路日の出のグループは、当J Aと子会社 株式会社 共同物産で構成されています。当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象としております。



(2) 子会社等の状況

(単位：百万円、%)

名 称	主たる営業所又は事務所の所在地	事業の内容	設 立 年月日	資本金又は 出資金	当J Aの 議決権比率	子会社等の 議決権比率
株式会社 共同物産	淡路市志筑 3112 -14	葬祭業・損害 保険代理業	昭和46年 4月26日	100	99.3	

(3) 連結事業概況（令和6年度）

◇ 連結事業の概況

① 事業の概況

令和6年度における連結決算は、子会社 株式会社共同物産を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常利益 1,102 百万円、連結当期剰余金 853 百万円、連結純資産 21,349 百万円、連結総資産 280,057 百万円で、連結自己資本比率は 20.63%となりました。

② 連結子会社等の事業概況

株式会社 共同物産

令和6年度は、葬祭事業の関係において、葬儀会館「やすらぎホール」（洲本・津名・一宮）を中心にPRを行い、利用促進に努めました。この結果、当期利益は 37 百万円となりました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

（単位：百万円、％）

項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
連結事業収益	6,056	5,677	5,853	5,546	5,578
信用事業収益	2,052	2,052	1,995	2,052	2,036
共済事業収益	720	696	688	696	671
農業関連事業収益	2,451	2,636	2,425	2,636	2,425
その他事業収益	453	469	436	469	436
連結経常利益	797	780	1,092	1,012	1,102
連結当期剰余金	549	581	728	613	853
連結純資産額	18,470	19,222	19,864	20,776	21,349
連結総資産額	279,473	281,665	287,215	286,864	280,057
連結自己資本比率	18.53	18.94	18.99	19.40	20.63

（注）1. 連結当期剰余金は、銀行等の連結当期利益に相当するものです。

2. 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	6年度 (令和7年3月31日)	5年度 (令和6年3月31日)
(資 産 の 部)		
1 信用事業資産	260,236	267,099
(1) 現金及び預金	206,669	217,834
(2) 有価証券	15,357	13,086
(3) 貸出金	36,666	34,585
(4) その他の信用事業資産	1,553	1,603
(5) 貸倒引当金	△ 11	△ 10
2 共済事業資産	0	0
(1) その他の共済事業資産	0	0
3 経済事業資産	1,278	1,124
(1) 受取手形及び経済事業未収金	459	443
(2) 棚卸資産	231	211
(3) その他の経済事業資産	—	472
(4) 貸倒引当金	△ 1	△ 2
4 雑資産	170	202
5 固定資産	2,780	2,847
(1) 有形固定資産	2,779	2,845
減価償却資産	5,838	5,771
減価償却累計額	1,404	1,404
土地	△ 4,464	△ 4,330
(2) 無形固定資産	0	1
6 外部出資	15,592	15,590
7 繰延税金資産	—	—
資 産 の 部 合 計	280,057	287,215

(単位：百万円)

科 目	6年度 (令和7年3月31日)	5年度 (令和6年3月31日)
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	256,924	264,320
(1) 貯金	256,108	263,269
(2) 借入金	26	331
(3) その他の信用事業負債	789	719
2 共済事業負債	391	386
(1) 共済資金	90	73
(2) その他の共済事業負債	301	313
3 経済事業負債	542	350
(1) 支払手形及び経済事業未払金	245	182
(2) その他の経済事業負債	296	167
4 雑負債	425	440
5 諸引当金	359	456
(1) 賞与引当金	67	66
(2) 退職給付に係る負債	193	197
(3) 役員退職慰労引当金	98	192
6 繰延税金負債	63	133
負 債 の 部 合 計	258,707	266,087
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	20,859	20,125
(1) 出資金	1,779	1,793
(2) 利益剰余金	19,089	18,337
(3) 処分未済持分	△ 9	△ 6
2 評価・換算差額等	486	647
(1) その他有価証券評価差額金	486	647
3 非支配株主持分	4	4
純 資 産 の 部 合 計	21,349	20,776
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	280,057	286,864

(6) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)		5年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	
	1 事業総利益	2,973		2,992
(1) 信用事業収益	2,036		1,995	
資金運用収益	1,891		1,866	
(うち預金利息)	(1,170)		(1,163)	
(うち有価証券利息)	(212)		(172)	
(うち貸出金利息)	(355)		(350)	
(うちその他受入利息)	(152)		(180)	
役務取引等収益	32		32	
その他事業直接収益	—		—	
その他経常収益	112		97	
(2) 信用事業費用	547		430	
資金調達費用	278		177	
(うち貯金利息)	(274)		(171)	
(うち給付補填備金繰入)	(1)		(2)	
(うち借入金利息)	(0)		(0)	
(うちその他支払利息)	(1)		(2)	
役務取引等費用	3		2	
その他事業直接費用	3		—	
その他経常費用	262		250	
(うち貸倒引当金戻入益)	(0)		(△9)	
信用事業総利益	1,489		1,565	
(3) 共済事業収益	671		688	
共済付加収入	634		655	
その他の収益	37		33	
(4) 共済事業費用	36		35	
共済推進費及び共済保全費	34		33	
その他の費用	2		2	
共済事業総利益	634		652	
(5) 購買事業収益	2,264		2,227	
購買品供給高	2,153		2,099	
購買手数料	30		51	
その他の収益	81		76	
(6) 購買事業費用	1,772		1,790	
購買品供給原価	1,678		1,704	
購買供給費	35		34	
その他の費用	58		51	
(うち貸倒引当金戻入益)	—		(0)	
購買事業総利益	492		436	

科 目	6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)		5年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	
	(7) 販売事業収益	208	198	
販売手数料	115	98		
その他の収益	93	100		
(8) 販売事業費用	45	51		
販売費	26	27		
その他の費用	19	24		
販売事業総利益	162	147		
(9) その他事業収益	397	436		
(10) その他事業費用	202	245		
その他事業総利益	195	191		
2 事業管理費	2,165	2,276		
(1) 人件費	1,563	1,628		
(2) その他事業管理費	602	648		
事 業 利 益	808	716		
3 事業外収益	294	296		
(1) 受取雑利息	2	3		
(2) 受取出資配当金	198	194		
(3) その他の事業外収益	93	98		
4 事業外費用	0	0		
(1) 支払雑利息	0	0		
(2) その他の事業外費用	0	0		
経 常 利 益	1,102	1,012		
5 特別利益	1	27		
(1) 固定資産処分益	—	23		
(2) その他の特別利益	1	3		
6 特別損失	0	158		
(1) 固定資産処分損	0	14		
(2) 減損損失	—	144		
(3) その他の特別損失	—	—		
税金等調整前当期利益	1,103	881		
法人税・住民税及び事業税	258	248		
法人税等調整額	△ 8	19		
法人税等合計	249	267		
当期利益	854	613		
非支配株主に帰属する当期利益	0	0		
当期剰余金	853	613		

(7) 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和5年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	—	—
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	18,337	17,835
2 利益剰余金増加高	853	613
当期剰余金	853	613
3 利益剰余金減少高	102	111
配当金	102	111
4 利益剰余金期末残高	19,089	18,337

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書 (間接法)

(単位：百万円)

科 目	6 年度		5 年度	
	(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)		(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)	
1 事業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前当期利益	1,103		881	
減価償却費	139		143	
減損損失	—		144	
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 1		△ 7	
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1		△ 1	
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△ 3		△ 19	
その他引当金等の増減額 (△は減少)	△ 94		22	
信用事業資金運用収益	△ 1,735		△ 1,683	
信用事業資金調達費用	277		174	
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 200		△ 197	
支払雑利息	0		0	
有価証券関係損益 (△は益)	△ 25		△ 22	
固定資産売却損益 (△は益)	0		△ 9	
その他	△ 176		△ 293	
(信用事業活動による資産及び負債の増減)				
貸出金の純増 (△) 減	△ 2,080		△ 1,323	
預金の純増 (△) 減	11,100		5,500	
貯金の純増減 (△)	△ 7,160		△ 1,525	
信用事業借入金の純増減 (△)	△ 305		291	
その他の信用事業資産の純増減	59		△ 75	
その他の信用事業負債の純増減	0		37	
(共済事業活動による資産及び負債の増減)				
共済貸付金の純増 (△) 減	—		—	
共済借入金の純増減 (△)	—		—	
共済資金の純増減 (△)	17		△ 210	
未経過共済付加収入の純増減	△ 12		0	
その他の共済事業資産の純増減	0		0	
その他の共済事業負債の純増減	0		0	
(経済事業活動による資産及び負債の増減)				
受取手形及び経済事業未収金の純増 (△) 減	△ 15		54	
経済受託債権の純増減	△ 108		△ 29	
棚卸資産の純増 (△) 減	△ 20		37	
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (△)	63		△ 46	
経済受託債務の純増減	122		1	
その他の経済事業資産の純増減	△ 8		5	
その他の経済事業負債の純増減	6		2	

科 目	6年度		5年度	
	(自 至	令和6年4月1日 令和7年3月31日)	(自 至	令和5年4月1日 令和6年3月31日)
(その他の資産及び負債の増減)				
その他の資産の純増減		32		10
その他の負債の純増減		△ 29		△ 19
未払消費税等の増減		4		—
信用事業資金運用による収入		1,726		1,693
信用事業資金調達による支出		△ 206		△ 170
共済貸付金利息による収入		—		—
共済借入金利息による支出		—		—
事業分量配当金の支払額		△ 52		△ 57
小 計		2,413		3,306
雑利息及び出資配当金の受取額		—		197
雑利息の支払額		0		0
法人税等の支払額		△ 247		△ 183
事業活動によるキャッシュ・フロー		2,366		3,320
2 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△ 2,937		△ 3,474
有価証券の売却による収入		69		112
有価証券の償還による収入		400		100
補助金の受入れ等による収入		—		—
固定資産の取得による支出		△ 70		△ 35
固定資産の売却による収入		△ 1		41
外部出資による支出		△ 1		△ 202
外部出資の売却等による収入		—		—
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 2,541		△ 3,458
3 財務活動によるキャッシュ・フロー				
出資の増額による収入		29		46
出資の払戻しによる支出		△ 43		△ 60
持分の取得による支出		△ 9		△ 6
持分の譲渡による収入		6		9
出資配当金の支払額		△ 49		△ 53
少数株主への配当金支払額		0		0
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 66		△ 64
4 現金及び現金同等物の増加額(減少額)		△ 241		△ 202
5 現金及び現金同等物の期首残高		721		746
6 現金及び現金同等物の期末残高		479		544

(注) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	(令和6年度)	(令和5年度)
現金および預金勘定	206,669	217,834
別段預金及び定期性預金	△ 206,190	△ 217,290
現金および現金同等物	<u>479</u>	<u>544</u>

(9) 連結注記表

連結注記表《令和6年度》

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社・子法人等・・・・・・・・・・1社
株式会社 共同物産
- ② 非連結子会社・子法人等・・・・・・・・・・該当ありません

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の関連法人等・・・・・・・・・・該当ありません
- ② 持分法非適用の関連法人等・・・・・・・・・・1社
鮎原物産株式会社

持分法非適用関連法人等は、小規模であり、当年度純損益および剰余金（いずれも持分に見合う）からみて、当JAからの当該会社への出資金を加えた額からみて、連結から除いても連結計算書類に重要な影響をあたえないため、連結の対象から除いています。

(3) 連結される子会社および子法人等の事業年度に関する事項

- ① 連結される子会社の事業年度は、連結決算日と一致しております。

(4) 連結される子会社および子法人等の資産および負債の評価に関する事項

- ① 全面時価評価法により評価しています。

(5) 連結調整勘定の償却方法および償却期間

該当事項はありません。

(6) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

- ① 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲

- ① 現金および現金同等物の期末残高（連結）貸借対照表に掲記されている科目の額との関係

現金および預金勘定	206,669,476 千円
別段預金および定期性預金	△206,190,330 千円
現金および現金同等物	479,146 千円

2 継続組合の前提に関する注記

継続組合の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況はありません。

3 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準および評価方法

- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法
ア.満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）により評価しています。

イ.子会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

ウ.その他有価証券

- ・時価のあるもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産の種類		評価方法
購 買 品	単品数量管理品	総平均法に基づく原価法
	売価管理品	売価還元法に基づく原価法
販 売 品		総平均法に基づく原価法
上 記 以 外		総平均法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）については、主として今後 1 年間の予想損失額または今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間または 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程および資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益および費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業（御食菜采館事業、花さじき直売事業含む）

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 利用事業

ライスセンター・ミニライスセンター・育苗センター・共同撰果場・保冷蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「-」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収

益を認識して、販売手数料として表示しています。

4 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 120,334 千円
(繰延税金負債との相殺前)

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和5年6月に作成した第10次3か年事業経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5 連結貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	金 額
建 物	168,114
機 械 装 置	1,213,636
車 輛 運 搬 具	7,190
器 具 備 品	16,763
合 計	1,405,703

(注) 平成5年10月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済の担保として、定期預金 1,400,000 千円、当座貸越の担保として、定期預金 800,000 千円を差し入れています。

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計額】

(3) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	金 額
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	5,133
危険債権	31,901
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合 計	37,034

(注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経

営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（(1)に掲げるものを除く。）です。

3. 三月以上延滞債権(3)

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（(1)および(2)に掲げるものを除く）です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（(1)、(2)および(3)に掲げるものを除く）です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

6 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、債券、株式であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に関催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかをチェックし、定期的にリ

スク量の測定を行い経営層に報告しています。

○ 市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.3%上昇したものと想定した場合には、経済価値が129,150千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額も含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：千円）

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	206,313,949	206,097,819	△216,129
有価証券	15,357,841	14,857,021	△500,820
満期保有目的の債券	8,305,250	7,804,430	△500,820
その他有価証券	7,052,591	7,052,591	—
貸出金	36,666,848	—	—
貸倒引当金（*）	11,383	—	—
貸倒引当金控除後	36,655,465	36,330,607	△324,857
資 産 計	258,338,638	257,285,447	△1,041,806
貯金	256,108,437	255,597,759	△510,677
負 債 計	256,108,437	255,597,759	△510,677

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額
外 部 出 資	15,592,122

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	206,313,949	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的 の債券	600,000	600,000	500,000	1,200,000	200,000	5,200,000
その他有価 証券のうち満 期があるもの	—	400,000	—	200,000	400,000	4,600,000
貸出金 (*1、*2)	2,507,978	2,196,832	2,148,624	2,137,513	2,052,506	25,614,061
合 計	209,421,927	3,196,832	2,648,624	3,537,513	2,652,506	35,414,061

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 185,396 千円については「1年以内」に含めています。
また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 9,330 千円は償還日
が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	244,734,695	8,350,404	2,256,548	126,356	399,545	240,886

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの
差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	地方債	1,300,023	1,309,560	9,536
	社債	1,100,420	1,105,210	4,789
	小計	2,400,443	2,414,770	14,326
時価が貸借対照表 計上額を超えないも の	地方債	1,204,848	1,061,100	△143,748
	社債	4,699,957	4,328,560	△371,397
	小計	5,904,806	5,389,660	△515,146
合 計	8,305,250	7,804,430	△500,820	

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	取得原価または 償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額	
貸借対照表計上額 が取得原価または 償却原価を超える もの	株式	754,311	1,739,025	984,713
	債券	799,381	820,100	20,718
	国債	499,444	510,720	11,275
	地方債	199,937	209,320	9,382
	社債	100,000	100,060	60
	小 計	1,553,693	2,559,125	1,005,432
	株式	75,076	62,386	△12,690
貸借対照表計上額 が取得原価または 償却原価を超えない もの	債券	4,753,396	4,431,080	△322,316
	国債	1,969,190	1,830,260	△138,930
	地方債	402,043	383,380	△18,663
	社債	2,083,149	1,939,760	△143,389
	政府保証債	299,012	277,680	△21,332
	小 計	4,828,472	4,493,466	△335,006
合 計	6,382,165	7,052,591	670,425	

(2) 当年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
株 式	69,985	27,838	-

8 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度および一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は111,189千円です。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

項 目	金 額
①期首における退職給付引当金	197,421
②退職給付費用	44,104
③退職給付の支払額	△19,783
④確定給付型年金制度への拠出金	△28,194
⑤期末における退職給付引当金	193,548

(3) 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
(単位：千円)

項 目	金 額
①退職給付債務	668,839
②確定給付型年金制度の積立額	△475,291
③未積立退職給付債務 (①+②)	193,548
退職給付引当金	193,548

(4) 退職給付に関連する損益
(単位：千円)

項 目	金 額
①勤務費用	44,104

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金7,544千円は「厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金17,184千円を含めて計上しています。

なお、同組合から示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、121,294千円となっています。

9 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

主 な 内 訳		当 期 末
繰 延 税 金 資 産	未払事業税	16,360
	賞与引当金	18,669
	退職給付引当金	55,659
	役員退職慰労引当金	27,733
	固定資産圧縮損	3,709
	固定資産減損損失	74,929
	そ の 他	20,419
	小 計	217,483
	評価性引当額	△97,151
合 計	120,334	
繰 延 税 金 負 債	その他有価証券評価差額金	△184,098
	合 計	△184,098
	繰延税金負債の純額	63,764

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

項 目		当 期 末
法定実効税率		27.46
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.86
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.84
	事業分量配当金	△1.58
	住民税均等割	0.42
	評価性引当額の増減	△1.69
	その他	△0.02
税効果会計適用後の法人税等の負担率		22.65

10 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

連結注記表《令和5年度》

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社・子法人等・・・・・・・・・・1社
株式会社 共同物産
- ② 非連結子会社・子法人等・・・・・・・・・・該当ありません

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の関連法人等・・・・・・・・・・該当ありません
- ② 持分法非適用の関連法人等・・・・・・・・・・1社
鮎原物産株式会社

持分法非適用関連法人等は、小規模であり、当年度純損益および剰余金（いずれも持分に見合う）からみて、当JAからの当該会社への出資金を加えた額からみて、連結から除いても連結計算書類に重要な影響をあたえないため、連結の対象から除いています。

(3) 連結される子会社および子法人等の事業年度に関する事項

- ① 連結される子会社の事業年度は、連結決算日と一致しております。

(4) 連結される子会社および子法人等の資産および負債の評価に関する事項

- ① 全面時価評価法により評価しています。

(5) 連結調整勘定の償却方法および償却期間

該当事項はありません。

(6) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

- ① 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲

- ① 現金および現金同等物の期末残高（連結）貸借対照表に掲記されている科目の額との関係

現金および預金勘定	217,834,925 千円
別段預金および定期性預金	△217,290,330 千円
現金および現金同等物	544,595 千円

2 継続組合の前提に関する注記

継続組合の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況はありません。

3 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準および評価方法

- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法
ア.満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）により評価しています。

イ.子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

ウ.その他有価証券

- ・時価のあるもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産の種類		評価方法
購 買 品	単品数量管理品	総平均法に基づく原価法
	売価管理品	売価還元法に基づく原価法
販 売 品		総平均法に基づく原価法
上 記 以 外		総平均法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）については、主として今後 1 年間の予想損失額または今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間または 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程および資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益および費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業（御食菜采館事業、花さじき直売事業含む）

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 利用事業

ライスセンター・ミニライスセンター・育苗センター・共同撰果場・保冷蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「-」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

4 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 111,549千円
(繰延税金負債との相殺前)

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和5年6月に作成した第10次3か年事業経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 144,369千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、令和5年6月に作成した第10次3か年事業経営計画等を勘案して算出しており、第10次3か年事業経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5 連結貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	金 額
建 物	168,114
機 械 装 置	1,213,636
車 輛 運 搬 具	7,190
器 具 備 品	16,763
合 計	1,405,703

(注) 平成5年10月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済の担保として、定期預金 1,400,000 千円、当座貸越の担保として、定期預金 800,000 千円を差し入れています。

【債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計額】

(3) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	金 額
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	57,560
危険債権	10,079
三月以上延滞債権	-
貸出条件緩和債権	-
合 計	67,639

(注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（(1)に掲げるものを除く。）です。

3. 三月以上延滞債権(3)

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（(1)および(2)に掲げるものを除く）です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（(1)、(2)および(3)に掲げるものを除く）です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

6 連結損益計算書に関する注記

【減損損失】

(1) 減損損失に関する注記

① グループिंगの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグループングを実施した結果、営業店舗、農業関連施設、生活関連施設については支店ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸資産）については各固定資産をグループングの最小単位としています。

本店等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

② 減損損失を計上した資産または資産グループの概要と減損損失の内訳

(単位：千円)

用途	種類	場所	金額
遊休資産	土地および建物	淡路市下司	799 内訳（土地 789） （建物 9）
遊休資産	土地	淡路市生穂	7,851
賃貸資産	土地	淡路市塩田	135,718

③ 減損損失の認識に至った経緯

遊休資産については、処分可能額で評価し、減損損失を認識しました。

賃貸資産については、収益性が低下したため、減損損失を認識しました。

④ 回収可能価額の算定方法等

遊休資産、賃貸資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額および不動産鑑定評価額に基づいて算定しています。

7 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。また、有価証券は、債券、株式であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかをチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

○ 市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が28,837千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額も含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位:千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	217,526,510	217,460,772	△65,738
有価証券	13,086,035	12,919,264	△166,771
満期保有目的の債券	8,108,561	7,941,790	△166,771
其他有価証券	4,977,474	4,977,474	-
貸出金	34,585,884	-	-
貸倒引当金(*)	△10,862	-	-
貸倒引当金控除後	34,575,022	34,851,333	276,310
資 産 計	265,187,567	265,231,370	△43,803
貯金	263,269,226	263,354,995	△85,769
負 債 計	263,269,226	263,354,995	△85,769

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額
外 部 出 資	15,590,792
合 計	15,590,792

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

種 類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	217,526,510	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	300,000	600,000	600,000	500,000	1,200,000	4,900,000
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	300,000	-	200,000	2,800,000
貸出金 (*1、*2)	2,384,806	2,061,273	1,907,075	1,854,595	1,766,489	24,600,854
合 計	220,549,590	2,661,273	2,807,075	2,354,595	3,166,489	32,300,854

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 204,905 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 10,790 千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

種 類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金 (*)	251,878,004	2,239,900	8,951,747	59,547	107,758	225,382
合 計	251,878,004	2,239,900	8,951,747	59,547	107,758	225,382

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

8 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	地方債	1,800,503	1,854,390	53,886
	社債	1,500,553	1,530,510	29,956
	小計	3,301,057	3,384,900	83,842
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	地方債	906,404	844,880	△61,524
	社債	3,901,099	3,712,010	△189,089
	小計	4,807,503	4,556,890	△250,613
合 計		8,108,561	7,941,790	△166,771

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		取得原価または 償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額
貸借対照表計上額 が取得原価または 償却原価を超える もの	株式	774,039	1,668,369	894,329
	債券	1,495,194	1,551,500	56,305
	国債	593,595	622,420	28,824
	地方債	302,716	323,870	21,153
	社債	499,940	506,030	6,089
	その他	98,940	99,180	239
	小 計	2,269,233	3,219,869	950,635
貸借対照表計上額 が取得原価または 償却原価を超えない もの	株式	29,228	28,384	△843
	債券	1,786,838	1,729,220	△57,618
	国債	685,567	666,100	△19,467
	地方債	99,440	99,360	△80
	社債	1,001,830	963,760	△38,070
	小 計	1,816,067	1,757,604	△58,462
合 計		4,085,300	4,977,474	892,173

(2) 当年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
株 式	112,604	22,475	-
合 計	112,604	22,475	-

9 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度および一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は114,554千円です。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

項 目	金 額
①期首における退職給付引当金	216,497
②退職給付費用	55,601
③退職給付の支払額	△39,867
④確定給付型年金制度への拠出金	△29,189
⑤期末における退職給付引当金	197,421

(3) 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

項 目	金 額
①退職給付債務	688,814
②確定給付型年金制度の積立額	△491,393
③未積立退職給付債務 (①+②)	197,421
退職給付引当金	197,421

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

項 目	金 額
①勤務費用	55,601

(注)農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金7,654千円は「厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金18,398千円を含めて計上しています。

なお、同組合から示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、143,386千円となっています。

10 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

主 な 内 訳		当 期 末
繰 延 税 金 資 産	未払事業税	15,068
	賞与引当金	18,293
	退職給付引当金	55,297
	役員退職慰労引当金	53,947
	固定資産圧縮損	3,849
	固定資産減損損失	73,268
	年度末賞与引当金	6,098
	そ の 他	7,362
	小 計	233,222
	評価性引当額	△121,673
合 計	111,549	
繰 延 税 金 負 債	その他有価証券評価差額金	△244,990
	合 計	△244,990
繰延税金負債の純額		△133,441

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

項 目		当 期 末
法定実効税率		27.46
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.77
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.45
	事業分量配当金	△1.64
	住民税均等割	0.53
	評価性引当額の増減	5.79
	その他	△0.09
税効果会計適用後の法人税等の負担率		30.37

11 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区 分	6 年度	5 年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5	57	△52
危険債権額	31	10	21
要管理債権額	—	—	—
うち三月以上延滞債権額	—	—	—
うち貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計 (A)	37	67	△30
うち担保・保証付債権額 (B)	37	67	△30
担保・保証控除後債権額 (C)	—	—	—
個別計上貸倒引当金残高 (D)	—	—	—
差 引 額 (E) = (C) - (D)	—	—	—
一般計上貸倒引当金残高	11	10	1
正常債権額	36,651	34,539	2,112

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三カ月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

7. 担保・保証付債権額

農協法に基づく開示のうち、貯金・定期積金、有価証券（上場公社債、上場株式）及び確実な不動産担保付の貸出残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の債権についての当該担保・保証相当額です。

8. 個別計上貸倒引当金残高

農協法に基づく開示のうち、すでに個別貸倒引当金に繰り入れた当該引当金の残高です。

9. 担保・保証控除後債権額

農協法に基づく開示債権額から、担保・保証付債権額を控除した債権金残高です。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

区 分	項 目	6年度	5年度
信 用 事 業	事業収益	2,036	1,995
	経常利益	1,642	903
	資産の額	260,236	267,099
共 済 事 業	事業収益	671	688
	経常利益	290	269
	資産の額	0	0
農業関連事業	事業収益	2,473	2,425
	経常利益	△434	△122
	資産の額	1,278	1,124
そ の 他 事 業	事業収益	397	436
	経常利益	△211	△38
	資産の額	18,542	18,640
計	事業収益	6,412	5,546
	経常利益	1,287	1,012
	資産の額	264,465	286,864

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和6年3月末における連結自己資本比率は、20.63%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	淡路日の出農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,779百万円

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和5年度
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	20,742	20,022
うち、出資金及び資本準備金の額	1,779	1,793
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	19,089	18,337
うち、外部流出予定額(△)	116,557	102,533
うち、処分未済持分	9	6
コア資本に算入される評価・換算差額等		—
うち、退職給付に係るものの額		—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	11	11
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	11	11
うち、適格引当金コア資本算入額		—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	20,754	20,033
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	0	0
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	0
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	0	0
自己資本		
自己資本の額(イ)－(ロ) (ハ)	20,753	20,032
信用リスク・アセットの額の合計額	97,370	97,569

項 目	令和6年度	令和5年度
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	—	—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	97,339	97,569
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）		
うち、繰延税金資産		
うち、退職給付に係る資産		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	3,203	5,661
信用リスク・アセット調整額		—
フロア調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	100,574	103,231
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（(ハ) / (二)）	20.63	19.40

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号）に基づき算出しています。
2. 当連携グループは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。
3. 当連携グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	308	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,280	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	9,827	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,100	110	4
我が国の政府関係機関向け	500	40	2
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	217,629	43,525	1,741
法人等向け	3,569	1,669	66
中小企業等向け及び個人向け	397	110	4
抵当権付住宅ローン	1,581	477	19
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	0	0	—
取立未済手形	263	52	2
信用保証協会等保証付	25,511	2,526	101
株式会社地産経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—
出資等	1,309	1,309	52
（うち出資等のエクスポージャー）	1,309	1,309	52
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
上記以外	22,701	47,746	1,909
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	1,801	4,503	180
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	15,084	37,710	1508
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	0	0	0
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	5,815	5,531	221
証券化	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—
（うち非STC適用分）	—	—	—
再証券化	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—
(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—
(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるものの額	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	—	—	—
CVAリスク相当額 ÷ 8%	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	285,981	97,569	3,962
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額	所要自己資本額	
	a	b = a × 4%	
	5,661	226	
所要自己資本総額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	
	A	b = A × 4%	
	103,231	4,129	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

② 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本比率の額ならびに
区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	355	0	0
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,471	0	0
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	12,256	0	0
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	1,100	110	4
	我が国の政府関係機関向け	899	59	2
	地方三公社向け	94	18	0
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	206,463	41,292	1,651
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	3,249	1,300	52
		（うち特定貸付債権向け）	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		877	136	5
（うちトランザクター向け）		17	7	0
不動産関連向け		1,394	1,041	41
（うち自己居住用不動産等向け）		1,394	1,041	41
（うち賃貸用不動産向け）		—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）		—	—	—
（うちその他不動産関連向け）		—	—	—
（うちADC向け）		—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等		600	600	24
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）		2	3	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		—	—	—
取立未済手形		236	47	1
信用保証協会等による保証付		25,041	2,504	100
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—
株式等		1,337	1,337	53
共済約款貸付		—	—	—
上記以外	22,829	48,909	1,956	
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	2,302	5,756	230	

	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	15,084	37,710	1,508
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	0	0	0
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	5,441	5,441	217
	証券化	—	—	—
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—
	(短期STC要件適用分)	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
	(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
	(うちルックスルー方式)	—	—	—
	(うちマンドート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
	標準的手法を運用するエクスポージャー計	—	—	—
	CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	—	—	—
	中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—
	合計(信用リスク・アセットの額)	279,447	97,370	3,894
	オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 〈標準的計測手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して 得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		3,203		128
	所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
		100,574		4,022

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,203
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	128
BI	2,135
BIC	256

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で信用事業を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p. 16)をご参照ください。

(注) 単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	令和6年度					令和5年度				
	開リスクに 対する エクスポ ージャーの 残高	うち貸出 金等	うち債券	うち店頭 デリバ ティブ	延滞エ クス ポー ジャー	開リスクに 対する エクスポ ージャーの 残高	うち貸出 金等	うち債券	うち店頭 デリバ ティブ	三月以上 延滞エ クス ポー ジャー
国内	273,409	36,502	13,887	—	2	279,947	34,401	11,416	—	2
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計	278,447	36,503	13,887	—	2	285,984	34,401	11,416	—	2
法人	農業	80	80	—	—	72	72	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産	206	—	200	—	—	229	—	200	—
	電・ガス・熱	3,110	—	3,110	—	—	2,910	—	2,910	—

給・水道業											
運輸・通信業	660	—	600	—	—	372	—	300	—	—	
金融・保険業	20,710	—	501	—	—	218,059	—	300	—	—	
卸売・小売・飲食・サービス業	202	3	—	—	—	175	4	—	—	—	
日本国政府・地方公共団体	10,970	—	2,471	—	—	7,697	6,416	1,280	—	—	
上記以外	23,542	660	7,002	—	—	22,631	314	6,724	—	—	
個人	27,494	27,260	—	—	—	—	27,594	—	—	—	
その他	15,592	—	—	—	2	5,622	—	—	—	2	
業種別残高計	278,447	36,503	13,887	—	2	285,984	34,401	11,416	—	2	
1年以下	206,496	163	600	—		217,458	101	301	—		
1年超3年以下	2,077	567	1,502	—		2,203	699	1,501	—		
3年超5年以下	3,459	1,453	2,004	—		2,791	887	1,904	—		
5年超7年以下	1,417	1,016	401	—		1,153	953	200	—		
7年超10年以下	7,752	4,752	2,699	—		4,615	2,910	1,704	—		
10年超	35,026	28,344	6,680	—		34,520	28,717	5,802	—		
期限の定めのないもの	1,038	206	—	—		17,054	131	—	—		
残存期間別残高計	278,447	36,503	13,887	—		285,984	34,401	11,416	—		

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取り引きのものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度						令和5年度					
	期首残高	期中増額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	10	11	—	10	11		20	10	—	20	10	
個別貸倒引当金	0	0	—	0	0		0	0	—	0	0	
国内	0	0	—	0	0		0	0	—	0	0	
国外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	

地域計		0	0	-	0	0	/	0	0	-	0	0	/
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電・ガ・熱・給・水・蒸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱・採・石・炭・セメント	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	
業種別計	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	

④ 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和6年度]

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	OCF・信用リスク削減 効果適用前		OCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F=(E/(C+D))
現金	0	355	-	355	-	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	2,471	-	2,471	-	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	12,256	-	12,256	-	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	10~20	1,100	-	1,100	-	110	10
我が国の政府関係機関向け	10~20	899	-	899	-	59	7
地方三公社向け	20	94	-	94	-	18	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	206,463	-	206,463	-	41,292	20
(うち第一種金融商品取引)	20~15	-	-	-	-	-	-

	業者及び保険会社向け)	0						
	カバード・ボンド向け	10~10 0			—	—	—	—
	法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20~15 0	3,249	—	3,233	—	1,300	40
	(うち特定貸付債権向け)	20~15 0	—	—	—	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	45~10 0	846	412	166	48	144	67
	(うちトランザクター向け)	45	—	172	—	17	7	45
	不動産関連向け	20~15 0	1,394	—	1,388	—	1,041	75
	(うち自己居住用不動産等向け)	20~75	—	—	1,388	—	1,041	75
	(うち貸貸用不動産向け)	30~15 0	—	—	—	—	—	—
	(うち事業用不動産関連向け)	70~15 0	—	—	—	—	—	—
	(うちその他不動産関連向け)	60	—	—	—	—	—	—
	(うちADC向け)	100~1 50	—	—	—	—	—	—
	劣後債券及びその他資本性証券等	150	600	—	600	—	600	100
	延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	50~15 0	2	0	2	0	3	150
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
	取立未済手形	20	236	—	236	—	47	20
	信用保証協会等による保証付	0~10	25,260	—	25,041	—	2,504	10
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
	株式等	250~4 00	1,337	—	1,337	—	1,337	100
	共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
	上記以外	100~1 250	22,829	0	22,829	0	48,909	214
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	—	—	—	—	—	—
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~4 00	2,302	—	2,302	—	5,756	250
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	15,084	—	15,084	—	37,710	250
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	0	—	0	—	0	250
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係る工	250	—	—	—	—	—	—

	クスボージャー)							
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TL AC 関連調達手段に係るエクスボージャー)	150	—	—	—	—	—	—
	(うち右記以外のエクスボージャー)	100	5,441	0	5,441	0	5,441	100
	証券化	—	—	—	—	—	—	—
	(うち STC 要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
	(短期 STC 要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
	(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー	—	—	—	—	—	—	—
	未決済取引	—						
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—						
	合計 (信用リスク・アセットの額)	—					97,370	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

⑤ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を実施した後のエクスポージャーの額

[令和6年度]

(単位:百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,471,874						2,471,874						
外国の中央政府及び中央銀行向け							0						
国際決済銀行等向け							0						
我が国の地方公共団体向け	12,256,938						12,256,938						
外国の中央政府等以外の公共部門向け							0						
地方公共団体金融機構向け		1,100,120					1,100,120						
我が国の政府関係機関向け	299,655	599,895					899,551						
地方三公社向け			94,011				94,011						
国際開発銀行向け							0						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び （うち、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け）	206,462,881						206,462,881						
カバード・ボンド向け							0						
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	1,094,850	2,108,795			27,490		3,233,610						
（うち特定貸付債権向け）							0						
劣後債権及びその他資本性証券等 株式等			600,526	1,337,345			1,337,345						
中堅中小企業等向け及び個人向け （うちトランザクター向け）		17,280	160,530	15,572		1,231	215,029						
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	60%	その他	合計										
不動産関連向け うちA D C向け	100%	150%	その他	合計									
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを 除く）	50%	100%	150%	その他	合計								
自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞				2,071			2,071						
現立未済手形	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
信用保証協会等による保証付 株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付 共済約款貸付		25,039,790		236,603		2,185	25,041,975						
							0						
							0						

(注)最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク 削減効果 勘案後残高	リスク・ウエイト0%	—	11,416	11,416
	リスク・ウエイト2%	—	—	—
	リスク・ウエイト4%	—	—	—
	リスク・ウエイト10%	—	26,770	26,770
	リスク・ウエイト20%	217,103	790	217,893
	リスク・ウエイト35%	—	1,363	1,363
	リスク・ウエイト50%	3,116	—	3,116
	リスク・ウエイト75%	—	146	146
	リスク・ウエイト100%	32	6,841	6,873
	リスク・ウエイト150%	—	—	—
	リスク・ウエイト250%	—	16,886	16,886
	その他	—	964	964
リスク・ウエイト1250%		—	—	—
計		220,252	64,216	284,468

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを表示しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑦ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与信相当 額の合計額 (CCF・信用リスク削 減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	250,948			250,038
40%~70%	2,108	172	10%	2,126
75%	1,528	229	13%	1,549
80%		0	10%	0
85%				
90%~100%	43	0	10%	43
105%~130%				
150%	602	0	10%	602
250%	1,337			1,337
400%				
1250%				
その他	0	9	10%	1
合計	256,569	412	12%	255,697

⑨注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 95）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 （単位：百万円）

区 分	令和5年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	99	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—
法人等向け	2	—	—
中小企業等向け及び個人向け	14	—	—
抵当権住宅ローン	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
証券化	—	—	—
上記以外	13	—	—
合 計	30	99	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」（証券化エクスポージャー）とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取り引きにかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、当該第三者に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取り引きをいいます。

	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	299	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	2	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	20	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	22	299	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引ははありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引ははありません。

(7) CVAリスクに関する事項

CVAリスクを算出すべき派生商品の取引はありません。

(8) マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 20）をご参照ください。

(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 106）をご参照ください。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和6年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	1,801	1,801	1,696	1,696
非上場	—	—	—	—
合計	1,801	1,801	1,696	1,696

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価の無いものは貸借対照表計上額の合計額です。

② 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和6年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
27	—	—	22	—	—

③ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額
(その他有価証券の評価損益等)

(単位：百万円)

令和6年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
984	0	894	0

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和6年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
該当する取引はありません。

(12) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

連結グループの金利リスクの算定方法は、JAの金利リスクの算定方法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定方法は、単体の開示内容（P. 88）をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度
1	上方パラレルシフト	1,145	1,044	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	300	77
3	スティープ化	1,782	1,651		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	451	201		
7	最大値	1,782	1,651	300	77
		令和6年度		令和5年度	
8	自己資本の額	20,191		19,547	

<法定開示項目掲載ページ一覧>

農協法による開示基準対比での掲載ページ

No.	開 示 基 準 項 目	掲 載 ペ ー ジ
	I. 組合単体ベースのディスクロージャー開示項目	
1	業務の運営の組織	35
2	理事及び監事の氏名及び役職名	37
3	会計監査人の氏名又は名称	70
4	事務所の名称及び所在地	38
5	特定信用事業代理業者に関する事項	39
6	主要な業務の内容	24
7	事業の概況	4
8	直近5事業年度における業務の状況を示す指標 (1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期剰余金又は当期損失金 (4) 出資金及び出資口数 (5) 純資産額 (6) 総資産額 (7) 貯金等残高 (8) 貸出金残高 (9) 有価証券残高 (10) 単体自己資本比率 (11) 剰余金の配当の金額 (12) 職員数	72
9	直近2事業年度の事業の状況を示す指標 (1) 主要な業務の状況を示す指標 (2) 貯金に関する指標 (3) 貸出金等に関する指標 (4) 有価証券に関する指標	75
10	リスク管理の体制	19
11	法令遵守の体制	21
12	中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況	16
13	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	21
14	直近2事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	42
15	直近2事業年度の債券に係る事項 (1) 破綻先債権に該当する貸出金 (2) 延滞債権に該当する貸出金 (3) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金 (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	78
16	元本補てん契約のある信託に係る債券に関する事項	79
17	直近2事業年度の自己資本の充実の状況	90
18	次の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 (1) 有価証券	80
19	直近2事業年度の貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	79
20	直近2事業年度の貸出金償却の額	79

21	法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	70
----	----------------------------------	----

No.	開 示 基 準 項 目	掲 載 ページ
	Ⅱ. 組合とその子会社等の連結ベースのディスクロージャー開示項目	
1	組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	111
2	組合の子会社等の事項 (1) 名称 (2) 主たる営業所又は事務所の所在地 (3) 資本金又は出資金 (4) 事業の内容 (5) 設立年月日 (6) 組合が有する子会社等の議決権の割合 (7) 組合の他の子会社等が有する当該子会社等の議決権の割合	111
3	事業の概況	112
4	直近5連結事業年度の業務の状況を示す指標 (1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期利益又は当期損失 (4) 純資産額 (5) 総資産額 (6) 連結自己資本比率	112
5	直近2連結事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	113
6	直近2連結事業年度の債券に係る事項 (1) 破綻先債権に該当する貸出金 (2) 延滞債権に該当する貸出金 (3) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金 (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	143
7	直近2連結事業年度の自己資本の充実の状況	146
8	直近2連結事業年度の事業区分ごとの経常収益、経常利益、資産の額	144

- ※ 本紙は、農協法第54条の3にもとづき、事業及び財産の状況に関する事項を記載した証明書類（ディスクロージャー誌）です。
- ※ 記載した計数は、単位未滿を切り捨て表示しておりますので、合計と一致しない場合があります。

ディスクロージャー誌 2025 / JA 淡路日の出
令和7年7月発行
淡路日の出農業協同組合
発行責任者 代表理事組合長 相坂 有俊
〒656-2131 兵庫県淡路市志筑 3112-14
TEL 0799-62-6200(代)
FAX 0799-62-6345
URL <https://www.ja-awajihinode.com>



J A淡路日の出